HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『環境保護に対する人権アプローチ』の再検討：欧州人権条約の実行を手がかりとして
Author(s)	花松, 泰倫
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 11, 1-46
Issue Date	2005-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22343
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_P1-46.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

『環境保護に対する人権アプローチ』の再検討

――欧州人権条約の実行を手がかりとして――

花松泰倫（はなまつやすのり）

目　次

はじめに …… 2
第1章　序　　論 …… 2
　第1節　議論の経緯 …… 2
　第2節　学説の検討と本論文の視点 …… 3
　第3節　予備的考察 …… 6
第2章　環境被害に起因する人権侵害 …… 6
　第1節　私生活及び家族生活，住居の尊重を受ける権利 …… 7
　第2節　生命に対する権利 …… 13
　第3節　小括 …… 14
第3章　環境保護政策と人権保障の対立 …… 15
　第1節　私生活及び家族生活，住居の尊重を受ける権利 …… 16
　第2節　財産権 …… 17
　第3節　小括 …… 20
第4章　手続的人権の機能 …… 20
　第1節　公正な裁判を受ける権利 …… 20
　第2節　効果的な救済を受ける権利 …… 21
　第3節　小括 …… 22
第5章　人権アプローチの限界 …… 22
　第1節　「被害者」の要件 …… 22
　第2節　予防的アプローチの可能性 …… 25
　第3節　小括 …… 27
おわりに …… 28

はじめに

第二次大戦後，国際法学において最も顕著な発展を示した分野として，国際人権法と国際環境法が挙げられよう。人権保障については，非常に限定的ながらも大戦前からの関心，そしてナチスドイツ等による過酷な人権抑圧への反省から，その後国連憲章に明記され国連体制の重要規範のひとつになり，世界人権宣言，国際人権規約などへと結実していった。一方，環境保護に対する関心が世界的に広がったのは1960年代である。国際社会全体が環境保護に対して積極的に取り組むことを初めて明確にした1972年のストックホルム人間環境宣言は，環境保護が人権保障の手段として正当化されていたことを示している[1]。その後，環境保護に対する関心の高まりとともに1000以上の条約が結ばれる中で，環境保護の目的も従来の考え方を離れ，人間にとっての有用性いかんに関わらず環境それ自体の「内在的価値」を認めたり[2]，あるいは人間を環境のすべての構成要素とともに生態系の一部と位置づけそれを全体として保護するという全体論的アプローチ（holistic approach）[3]，また最近では環境保護と経済発展を調和させる概念としての「持続可能な発展」[4]が登場するなど，多様化している[5]。そして国際環境法は，環境破壊の甚大性・回復不可能性・予測不可能性などの性質故に，次第に環境損害とその事後賠償の問題から環境リスクをどうコントロールするかという問題に重点を移し，国家の実体的・手続的義務を定めてその履行確保を促進するという実践的課題に取り組むようになった。

その結果，両分野はそれぞれ一定の独立性を有する別個の法領域を構築し，互いに連絡することなく発展してきた。しかしその一方で，工場爆発，原発事故などの大規模な環境破壊が直接人々の人権を脅かし，また日常生活においても健全な環境が基本的人権の保護のために必要不可欠の要素であるという認識が高まるに連れ，環境問題と人権問題をリンクさせて考えるべきだという議論が出てきている。さらにこの関係性を最も重視する論者によって，新しい「環境に対する権利」というものを人権のカタログのひとつとして国際法上認めるべきだという議論あるいは運動にまで発展してきている[6]。

この「人権と環境」論[7]をどう考えるのか。本論文は，この主題について，欧州人権条約[8]における実行を手掛かりとして主に国際人権法の機能という観点から分析を試みるものである。そして，標題が示す「環境保護に対する人権アプローチ」という従来の捉え方，つまり人権法が環境保護の促進に「役立つかどうか」という捉え方を批判的に考察することで，国際人権法が環境問題に対してこのような捉え方に限られない多様な機能と限界を有することを示すことを目的にしている。まずは，このような議論がどのような経緯で行われてきたかを概観することから始めたい。

第1章　序　　論

第1節　議論の経緯

国際法に限らず，一般に「人権と環境」に関する議論が始まったのは，1972年ストックホルム会議からだと言われる[9]。そして，冒頭で述べたように国際的な環境保護の必要性が人権保障の手段として正当化され[10]，ストックホルム人間環境宣言原則1において「人は，尊厳と福祉を可能にする環境で，自由，平等，および十分な生活水準を享受する基本的権利を有する（has a fundamental right to.....）」と規定された[11,12]。

その後，環境問題を人権問題として捉えようとする文書が多数登場する。例えば，1981年のバンジュール憲章（アフリカ人権憲章）は24条で，「すべての人民は，その発展に有利な，一般的で満足できる環境（general satisfactory environment）に対する権利を有する」と規定する[13]。また，1988年米州人権条約追加議定書（サンサルバドル議定書）11条は，「すべての者は，健康的な環境において生活する権利を有する」と規定している[14]。さらに1989年児童の権利に関する条約24条でも，環境汚染と健康の関連性を明示的に承認してい

る[15]。その他，社会権に関する条約も環境の特定の側面について規定している[16]。1990年の国連総会においても，人々の健全な環境に対する権利を承認する決議を採択しており[17]，非拘束的文書を合わせればこのような権利を規定するものは多数存在する[18]。

このように，ストックホルム宣言以降，国際環境法が独自の発展を遂げる中で，環境保護を人権の問題として捉え，「環境に対する権利」を承認しようという国際的な動向が存在した。しかし，1992年に採択された環境と開発に関するリオ宣言原則1は，ストックホルム宣言で使われた人間の「権利（right）」という文言を使わず，「人類は，持続可能な開発への関心の中心にある。そして人類は，自然と調和しつつ健康で生産的な生活を営む権限（entitle）を有する」とし，様々な批判を受けるのである[19]。実は，リオ宣言の作成会議において関心の中心にあったのは人権ではなく，国家とその主権的権利であった[20]。

それにもかかわらず，国際環境法と国際人権法を結合させる動きは徐々に進んでいった。特に1990年前後から国連の人権小委員会[21]は「人権と環境」というテーマで個別的研究を始めるが[22]，その研究の特別報告者（Special Rapporteur）に選ばれたKsentiniは1994年に最終報告書[23]を提出し，その中で「人権と環境に関する原則草案」を提案した[24]。そこでは，「すべての人間は，安全かつ健康で，生態学的に健全な環境に対する権利（right）を有する」（原則2）とされ，「環境に対する権利」を積極的に擁護すると同時に，その権利を新たな単一の権利としてではなく，様々な既存の実体的あるいは手続的権利（例えば，生命権，食料に対する権利，健康権，先住民の権利，情報や参加の権利など）で構成された「包括的パッケージ」として扱っている。この研究が実を結ぶかは定かではなく[25]，賛否両論があるが[26]，少なくともそれ以降の議論の「たたき台」となってきている[27]。

一方，既存の人権条約体制も多数の環境問題を扱ってきている。本論文で検討する欧州人権条約のみならず，自由権規約[28]，米州人権条約[29]，さらにはアフリカ人権憲章（バンジュール憲章）[30]のもとでそれぞれの条約機関がこの問題を扱い，条約違反を認定してきている。また，現在100以上の国の憲法において，「環境に対する権利」あるいは「環境権」が規定されていると言われる[31]。

他方，近年の環境条約にも人権に関する規定が見られるようになってきた。例えば，北米自由貿易協定（NAFTA）の付属協定として1994年に制定された北米環境協力協定（NAAEC）において，個人やNGOが締約国の国内環境法違反の訴えを委員会に提出しそこで事実審査が行われるという手続を定め，比較的有効に機能していると言われる[32]。また，世界銀行が融資する事業計画によって，環境問題やそれに関連した強制立ち退き，先住民族の処遇などに関する現地住民やNGOからの苦情申立を審査する審査パネル（inspection panel）が世銀に設置され，運営されている[33]。さらに，国連欧州経済委員会（UNECE）によって1998年に策定されたオーフス条約（環境問題における情報へのアクセス，意志決定への公衆の参加，および司法へのアクセスに関するECE条約）では，一般市民が国内の環境に関する政策決定に関与し，あるいはそれに関する情報を取得し，それが拒否された場合に司法裁判所または独立の機関による審査を受ける権利を規定し[34]，さらにそれらが国内で遵守されなかった場合に，独立の条約機関（履行確保委員会 comliance committee）が非司法的審査を行い締約国の条約遵守を促すという手続が設置された。これらは，リオ宣言の原則10（市民参加と救済手続）に従い，環境問題の解決には国家の努力だけでなく市民の参加が不可欠だという認識から，環境問題と「手続的」人権をリンクさせたものとして注目されている[35]。

このように，国際社会は，国際環境法と国際人権法を様々な形でリンクさせようと模索している段階にあると言えよう。

第2節　学説の検討と本論文の視点

このような国際社会の動向に対して，学説は「人

権と環境」の関係性について主に3つの仕方で対応してきている[36]。

まず第1に，新たな「環境に対する権利」[37]という人権を国際法的に承認しようという議論である[38]。これらは，人間の生存，あるいは他の人権の確保にとって不可欠な「環境の質」を問題にするため，その「環境の質」を巡っては論者ごとに異なってくる[39]。例えば，「健康な(healthy)」「一定水準の(decent)」「清潔な(clean)」「適切な(adequate)」「満足できる(satisfactory)」などである。よって，その内容の主観性あるいは相対性ゆえに定義不可能であるばかりか，あえて定義を試みることは「発展の権利」に関する議論と同様に無意味であると批判されることが多い[40]。ただKissのように，そのような定義をあらかじめ行う必要はなく，裁判所の解釈に期待するというものもある[41]。つまり，内容の不確定性は人権分野においては例外ではなく，例えば人権の制限事由として用いられる「民主的社会」や「公共の秩序」のように，裁判所の解釈によって確定していくだろうとする。しかしこの主張は，権利内容が相対的であるがゆえに核となる共通の意味を設定できないという理論的問題には答えていないのであり，裁判所の判断に委ねるという方針も現実的問題としてはあまりに楽観的すぎると言わざるを得ない。また，仮に内容が定まったとしても，その後生じるであろうその他の人権との衝突の問題にも何も答えてはいない[42]。さらに，根本的問題としてそのような権利を支持する国家実行が存在しないのである[43]。

第2は，そのような「環境に対する権利」の承認を否定する見解である[44]。その批判の要点として，前述した内容の不確定性の他に，人権の人間中心主義的要素[45]，文化相対主義の問題[46]，人権条約機関が環境保護義務を監視する機構として適切かという問題[47]，あるいは「余剰性」が挙げられる。「余剰性」に関して，例えばBoyleは，環境問題に関してはすでに環境条約がほとんどすべての分野を規制しており，「環境に対する権利」が環境保護に果たす領域はもはや残されておらず，重複するに過ぎないと言う[48]。そして，たとえ国際環境法が目的の達成に必ずしも効果的に機能していないとしても，人権からアプローチすることで状況が好転するとは思われないとする[49]。また，多くの人権法学者や国際法学者も「環境に対する権利」に反対する。例えば，Higginsは「環境に対する権利」が発展途上の権利であることは認めつつ，新しい権利が「人権」かどうかの決定は学問的問題ではないとする[50]。またHenkinも，健康的な環境に対する権利はおそらくその支持者を集めるであろうが，しかし環境の問題は人権の関心事というよりは，経済的発展や国際貿易との対立に関するグローバルな問題として扱うべきとしている[51]。そして周知のように，Alstonが主張する「人権のインフレ」論がここでも妥当するように思われる[52]。ただ，上記のような「環境の質」に関わる実体的権利としての「環境に対する権利」は否定しつつも，情報や参加の権利といった手続的権利は環境の保護に有効に機能するとして肯定するものもある[53]。

このような「環境に対する権利」の肯定論・否定論に対して，第3の立場はより現実的かつ穏健な姿勢をとる。つまり，人権保障と環境保護の問題は，「異なるが，部分的に重なる(different but overlapping)」問題であるというものである。Fitzmauriceは，「両分野は同じ目的を享有することもあるが，強制的にそれらをリンクさせるのは人為的である」と述べる。なぜなら，「すべての人権侵害が環境的文脈を持つわけではなく，また同様にすべての環境問題を強制的に人権の枠組みに押し込めれば人権がもつ概念を根本的に傷つけるからである」。そして，「このアプローチのみが，これら二つの分野の対立の可能性を考慮しているように思われ」[54]，既存の人権条約で認められた規定によって環境問題を扱うとする[55]。

さて，このような学説の動向をどう考えるべきであろうか。まず第1の見解は上に示したようにあまりに非現実的と言わざるをえない。それゆえ，それを否定する第2の見解は基本的には正しい。しかし，「環境に対する権利」の否定が必然的に「人

権と環境」の関係性そのものを否定するとは思われない。この関係性の否定は，おそらく「人権と環境」の関係性の問題をすべて「環境に対する権利」の有無の問題として捉えることから起こっているように思われる。従って，既存の人権条約の規定が環境問題に何らかの関係性を有していることを認め，また前述のような人権条約機関の実行も考慮に入れる第3の見解が妥当なようにも見える。

しかし，第3の見解にも問題があると考える。それは，第1，第2の見解にも共通することであるが，人権というものをあくまで「環境の保護に役立つかどうか」という視点からしか扱っていない点である。「人権と環境」の関係性の問題を国際的，国内的平面から多角的に検討し，最も包括的な研究とされる，1996年に出版された『環境保護に対する人権アプローチ（*Human Rights Approaches to Environmental Protection*）』[56]も，その題名が示す通り，人権アプローチが環境保護に有用かどうかという視点から編纂されている。そしてあくまで有用かどうかという観点で論者の見解が対立しているように思われるのである。また，前述の第3のアプローチを採り「人権と環境」の調和と対立をバランスよく捉えているかに見えるFitzmauriceも，結局は環境保護に役立つ人権規定は何かという視点から例えば欧州人権条約の実行を分析し，それが「役に立たない」と判断された結果，「環境に関する考慮は，（欧州人権）裁判所にとって優先されるべきものとはなっておらず，人権法の観点からしか考えられていない」[57]という批判的評価につながるのである。一般的に，このような立場から既存の人権条約の実行を分析する者は，条約違反が認められたかどうかに関心を集中し，人権条約違反が認められれば過度に賞賛し，認められなければ過度の批判を行うことが多い。これはおそらくこの主題を論じる論者が，環境保護を「人権」の問題であると言うことで他の社会経済的目標よりも高い優先順位を与えることを目標として共有しているからだと考えられる[58]。つまり環境保護の促進を正当化するための人権論なのである。しかし仮に環境保護に役立つ人権を特定したとしても，条約違反の存否だけでなくそれがどのように環境保護に「役立つ」のかを考察し，かつ環境保護に「役に立たない」人権の意味を分析することがなければ，それはやはり「人権と環境」の関係性における一つの側面に過ぎないのではないだろうか。その意味で，従来の「人権と環境」のリンク論はあまりに曖昧であったと言うべきであろう。

本論文は，第3のアプローチより謙虚な立場をとる。つまり，環境保護に役立つかどうかではなく，広く「環境問題」に対して国際人権法がどのような形で関わり，どのように機能し，どのような義務を国家に求め，どこまで対応しうるのかを明確にすることである。ここまで「退却」した上で，それらを人権法の機能という視点から整理し直すことを目的にする。つまり，「環境保護に対する人権アプローチ」ではなく，「環境問題に対する人権アプローチ」[59]である。そのほうが「人権と環境」の関係をより適切に捉えられると考えるからであり，また従来この主題において「環境保護」に重点が置かれすぎていた傾向に対して批判的視座を提供できると考えている。

そのような前提のもとに，本論文では，対象として欧州人権条約の実行に注目する。この選択の理由は2つある。第1に，このような謙虚な姿勢をとる以上，やはり既存の人権条約の具体的実行を参考にするべきであるからである。つまり，人権条約機関が過去に行ってきた判断の中から分析することが，議論を最も現実的かつ説得力のあるものにすると考えられるからである。これは，仮に「環境に対する権利」のような新たな権利を承認するとしても，それはおそらく既存の人権条約において規定されるであろうことを考えるならば，その意味でも妥当すると思われる[60]。

第2に，そのような既存の人権条約の中でも，欧州人権条約が最も豊富に環境問題に関連する事例を扱ってきているからである。後述するように，1990年代以降，多数の環境問題に関する個人申立がなされ，条約機関が判断を下してきた。そして

様々なタイプの問題を扱うことによって，一般化が十分可能なほど判例法を築き上げてきているのである。そして，そのような欧州人権条約の実行を検討することによって，何らかの手がかりが得られるのではないかと考えられるのである。もとより，欧州人権条約が環境問題に関する事例の判断に最も適切であるとか，欧州人権条約の分析がそのまま普遍的かつ一般的な妥当性を持つということは意図していない。あくまでプラクティカルな理由に基づいている。

第3節　予備的考察

ところで，欧州人権条約は直接的に環境に関する規定を置いていない。これはこの条約が，環境問題が国際的な関心事項となり始める1960年代後半よりはるか前の1950年に締結されたという歴史的事情を反映している。起草過程においても，たとえば「環境に対する権利」の挿入に関しては，まったく考慮は払われていない[61]。全体として，1980年代までは欧州人権条約のもとで環境問題が大きく取り上げられることはなかった。しかし，90年代に入り，環境問題に関する多数の申立が委員会あるいは裁判所に持ち込まれ判断を迫られるとともに，委員会あるいは裁判所自身の判断にも変化が現れてきた。端的に言えば，「生きている文書（a living instrument）」[62]としての条約を「発展的解釈（evolutive interpretation）」[63]することによって，環境問題に対して「真剣に」判断するようになってきたのである。本論文では，主に1990年代の事例を素材として，環境問題に関するそのような発展的解釈の展開を分析する。

ただし，ここで注意しなければならないのは，条約機関は，ニューサンスの事例のように環境被害あるいはそのリスクが人権に及ぼす影響の側面のみを扱っているわけではない点である。それとは逆に，国家の環境保護政策が人権に及ぼす影響についても，条約機関は多数の事例を扱ってきているのである。また，条約に規定される手続的権利も間接的ながら環境問題に関わってきている。さらには，環境問題に関する紛争が提起されながらも人権の問題とはならないとされた判決も存在する。これらのそれぞれの側面において環境，人権の何が問題とされ，その結果国家に対してどのような義務が生じるのかをつぶさに見ていくことが必要である。これらのそれぞれの側面に関する条約機関の判断を見ていくことによって，人権保障と環境保護との関係がより明確に整理できると思われる。逆に言えば，この中のある側面のみに着目して人権保障と環境保護に関する議論を組み立てることはあくまで一面的に過ぎないのである。これは，「環境に対する権利」を擁護する議論に対する批判を構成し，さらに，「環境に対する権利」を擁護するにしてもその後生じざるを得ない問題点を考える上で有益な視点を提供すると考える。

このような前提のもとに，第2章では環境被害あるいはそのリスクが人権侵害を構成するような場合の事例を扱う。第3章では，環境保護政策と人権が対立する事例を扱う。第4章では，手続的人権が環境問題に対して果たす機能を論じる。そして最後に第5章では，人権と環境保護がリンクしないとされた事例を扱い，人権アプローチの限界点を探ることにする。

第2章　環境被害に起因する人権侵害

環境被害[64]，あるいは英米法上の概念であるニューサンス（nuisance）の中でも環境的要因をもつもの[65]により個人が被害を受ける結果，人権条約上の権利を侵害する場合がある。本章では，私生活及び家族生活の尊重の権利（8条），生命に対する権利（2条）を中心に，環境被害によって条約上の実体的権利が侵害される場合を見ていくことにする。環境被害あるいはそのリスクによってどのような権利がどのような形で侵害されうるのか。侵害されるとすれば，どのような条件で条約違反が認められのか。条約機関が行ったこれらに関する判断を検討することによって，国家がどのような義務を負うのかを明らかにする。

第1節　私生活及び家族生活，住居の尊重を受ける権利（8条）

第8条は，欧州人権条約の中で最もダイナミックに解釈されてきた条項である[66]。そして環境被害の文脈においても，1990年代以降「発展的解釈」がなされてきた。

(1)　Powell and Rayner v. UK (1990)[67]

1990年代になって条約機関が解釈を発展させていく上で重要な先例となったのがこの事件である。

本件は，ロンドンのヒースロー空港の近くに住む二人の申立人が，空港を離発着する航空機から生ずる騒音によって被害を受けたとして申し立てた事件である。申立人の一人の住居は，日中は定期的に，そして夜間もしばしば航空機の上空通過にさらされ，国内法の基準によれば新たな開発が許可されない高騒音レベルの地域であった。

裁判所はまず，申立人がヒースロー空港を利用する航空機から生ずる騒音によって悪影響を受けており，それゆえ条約8条が両申立人の根拠条項であるとして，航空機騒音に8条が適用可能であることを示した[68]。

次に，問題になっている国家の責任に関して「この事件が8条1項に基づく申立人の権利を保障するために合理的かつ適切な措置をとるという国家の積極的義務の観点から分析されるか，あるいは8条2項に従って正当化される「公の機関による干渉」の観点から分析されようとも，適用すべき原則は同じである」[69]とし，積極的義務の存在を確認した。これは，8条の権利に対する国家による干渉の禁止のみならず，他の私人による干渉から個人を保護する義務も国家は負うことを意味する。欧州人権条約において国家に積極的義務が認められることは現在では広く認められるところであるが[70]，この積極的義務が環境問題の文脈にも適用できることを示した点は重要である。そして，「どちらの文脈においても考慮されなければならないのは，個人と共同体全体の対立する利益の間に公平なバランス（fair balance）がとられたかどうか」であり，「条約の遵守を確保するためにとるべき措置の決定に当たって，国家は一定の（certain）評価の余地（margin of appreciation）を有する」[71]とした。このことは，積極的義務の存在の認定に関して8条2項の制限事由が1項の中に読み込まれることを意味し[72]，その結果，消極的義務と積極的義務のどちらの観点から分析しようとも国家は2項の制限条項を援用でき，その上で，与えられた評価の余地の範囲内で公平なバランスを確保する義務を負うことになるのである。「評価の余地」理論については既に多数の研究があり[73]，ここでは詳述しない。8条のもとで国家に認められる評価の余地の範囲については必ずしも明らかではなく事件によって異なるが[74]，しかし一般に，問題とされている措置の目的のみならず，制限の対象となった個人の権利や活動の性質，それに関する締約国間のコンセンサスの有無などによって変化する[75]。あるいは一般に共同体一般が利益を得る活動の場合には，条約機関は国家に広範な（wide）評価の余地を認める傾向が強い[76]。また，社会経済的政策の分野においては，国家のほうがその判断に適していると判断され，裁判所はその判断に踏み込まない傾向があり，国家の評価の余地はさらに広がる[77]。本件においても，裁判所はヒースロー空港の経済的価値，また各種の騒音軽減措置がなされたことを重視しながらも，航空機騒音の処理の問題については締約国が広範な（wide）評価の余地を有する領域であることを認め，裁判所は判断を控えた。結局裁判所は，このような社会的，技術的分野において何が最善の措置かの判断を裁判所が代わりに行うことはできないとして[78]，8条違反の主張を退けたのである[79]。

このように本判決は，結果はともかくとしても，8条の環境被害に対する適用可能性を承認し，積極的義務の容認，そして「公平なバランス」と「評価の余地」基準の適用という，これ以降の環境被害による8条違反の有無を判断する上での指針を提供した[80]。

(2)　Lopez Ostra v. Spain (1994)[81]

本件は，申立人の住居から12メートル離れたところに政府の補助金を受けて建設された民間の廃

棄物プラントから排出される煙や異臭，汚染に関するものである。このプラントは自治体の許可を得ず操業し，特に申立人が住む地域の人々に健康被害や生活妨害(nuisance)を引き起こした。自治体は一定期間の間住民を避難させ無料で仮住宅を与えたが，避難措置の終了により申立人はもとの住居に戻った。また自治体当局の命令によりプラントの操業の一部は停止されたが，その後も一定のニューサンスが継続し近隣住民の健康被害を起こしていた。

裁判所は，「深刻な環境汚染は，個人の福祉に影響を与え，たとえ深刻な健康被害を生じさせないとしても，私生活および家族生活に悪影響を与えることによって，豊かな家族生活を享有することを妨げる」[82] とした。そして，前述の Powell and Rayner 事件での判断を踏襲し，積極的義務の存在を認めた上で，積極的義務，消極的義務のどちらの観点から検討されようとも，考慮されるべきは対立する個人の利益と共同体全体の利益との間に公平なバランスがとられたかどうかであり，そして政府は一定の評価の余地を有するとした[83]。

この基準に従って裁判所は事実関係を判断する。問題の工場はもともと工場の集中による深刻な汚染問題を解決するために建設されたものであるが，逆に地域住民にニューサンスと健康被害を生じさせていたこと，自治体当局はプラント操業の一部停止命令を行ったにも関わらずその後も環境被害が継続していたことに気づかなかったはずはなかったことが政府自身の報告書によって示されていること，さらには自治体が処理工場建設のために補助金を与え自身の土地を工場用地として提供していることを重視した[84]。

また，当該工場が無許可であった点に関して裁判所は，確かにプラントの建設，操業に関する合法性については国家機関が（特に国内裁判所が）解釈・判断することであるが，しかし「たとえ自治体が国内法によって課された役割を果たしたとしても，申立人の８条の権利を守るために必要なすべての措置をとったかどうかを判断することが必要である」[85]。そして，自治体はプラントの部分的停止後も必要な措置をとることを怠ったのみならず，その後の国内裁判所による操業の一時停止決定に対して反対の立場を示し，さらに他の国内機関も事態の長期化に関与したと判断した[86]。

ゆえに裁判所は，前述の事実を考慮すると，国家にはある程度の評価の余地が認められるにも関わらずスペイン政府は廃棄物処理場を持つという町の経済的利益と申立人の権利の実効的な享有との間に公正なバランスをとったとは言えないとし，全員一致で条約８条の違反を認定した[87]。

・考察

本判決は，環境被害による条約違反を人権裁判所が初めて認めた事件であり[88]，以下の三点において重要である。

まず第一に，８条の適用可能性の判断の時点で，実際には裁判所は申立人自身が被った実質的被害の程度をそれほど問題にはしていない点である。このことは「たとえ深刻な健康被害を生じさせないとしても」という文言に表れている。つまり，申立人の周辺で起きた環境被害の甚大性（例えば多数の地域住民や申立人の娘に健康被害が生じていた事実）や申立人の住居がプラントからわずか12メートルしか離れていなかったという事実関係から類推する形で，申立人の条約上の権利が侵害されたと判断したのだと考えられる。

第二に，条約違反を積極的義務の違反に基礎づけた点である。確かに裁判所の判断では，政府のプラント操業への援助あるいは容認という「干渉」があったとみることもできる一方で，私企業による権利侵害から個人を保護する措置を国家がとらなかったと見ることもできる[89]。しかし実際には，「公平なバランス」テストの判断においては明らかに国家の積極的義務を問題にしているのである。裁判所は，「申立人の８条の権利を守るために必要なすべての措置をとったかどうかを判断することが必要である」[90] と述べて，結果として国家の積極的措置が不十分だったと判断した。確かにどちらの観点から判断しても，評価の余地の範囲について違いがないことは指摘されている[91]。しかし，援助や操業の容認だけでこれだけの要求を国家にな

すことはやはり無理であり，本件に関しては積極的義務の容認の要素が強かったと考えるべきであろう[92]。そして，国家による直接の環境被害は希有であるという事実からみても，国家自身が起こしたのではない環境被害に対しても国家は責任を負うということを示した点こそが重要なのである[93]。

第三に，公平なバランスに関する裁判所の判断は簡単で曖昧である一方で[94]，評価の余地の範囲について狭く解している。一般に，積極的義務のもとで具体的にどのような措置をとるかに関する判断には国家の広い評価の余地が認められる。しかし本件においては，「たとえ自治体が国内法によって課された役割を果たしたとしても，申立人の8条の権利を守るために必要なすべての措置をとったかどうかを判断することが必要である」と述べていることが注目される。このことは，国内法上の措置（操業許可の取消や一般的監督責任）以上のものを要求していることを示し，評価の余地を狭く捉えていると考えることができる。また，廃棄物処理プラントはもともとその地域の福利に資するはずのものであったにも関わらず逆に深刻な環境汚染を引き起こしたことを考えれば，個人の利益に対抗する共同体一般の利益として当該プラントを維持することを正当化することは困難となる。事実，判決の中ではプラントの維持に対する共同体の利益にほとんど言及されていない。それゆえ，個人の利益の性質，共同体の利益の性質の双方あるいは片方の観点から，評価の余地を狭く解したと考えるのが妥当であろう[95]。このように，事態の重大性，個人の権利の重要性の考慮，また国家の経済的利益の相対的低下が認められる場合には，国家にはほぼ無条件の積極的措置が認められると考えることができる。つまり，このような事態では，環境法などの既存の法律に従うだけでは条約の遵守は認められないのである。その意味で，環境法の制定など新たな立法その他の措置を国家に促進させる機能を持つと考えることができるのである[96]。

(3) Guerra and Others v. Italy (1998)[97]

Lopez Ostra 事件は既に住民に健康被害が生じていた事案だが，被害発生がまだ生じていない事態にも条約は適用可能だろうか。これに答えたのが本判決である。申立人は問題の農業化学工場から1キロ以内のところに住んでおり，自治体によって任命された専門家委員会は，地理的条件により工場の排出物質が申立人の住む地域に運ばれていること，化学工場自身もその排気処理設備が不十分で環境影響評価も完全ではないことを認めていると報告した。この工場は，特定産業活動の大事故の危険性に関する EC のセベソ指令（82/501/EEC）を実施するイタリア国内法の基準に基づいて「高度なリスク」を有する工場に分類されていた。生産過程の中で高度に有毒な物質の放出をもたらし，1976年には工場爆発による有毒物質の排出によって150人もの人々が入院する事態となっている。

イタリア国内法[98]は危険活動を行う主体あるいは公的機関に対して，環境安全性に関する情報を公衆に知らせる義務を課していた。しかし，当該自治体の長によれば，委託機関による調査報告が届いておらず，事故時にとられる安全措置あるいは手続に関して公衆に知らせるべき情報を決定できないとしていた。

申立人は主に，大事故の危険性や大事故の際にとられるべき手続について妥当する機関が公衆に知らせなかったことが条約10条に定める情報の自由の権利を侵害したと訴えた。本判決に先立つ人権委員会の報告においては10条違反が認定されていた。それによると10条は，「環境問題についての情報を公衆が利用可能にする義務だけでなく，性質上その他の方法では公衆が知ることができない情報を国家自身が収集，分析し，普及させるという積極的義務をも課している」。そして「10条によって与えられる保護は，環境への深刻な損害を引き起こす事態において，人権条約の潜在的違反を防止する機能（preventive function）を有する」としている。

しかし裁判所はこの意見に賛成しない。裁判所

は Leander v. Sweden 事件[99] を引用し，「10 条 1 項で触れられている情報を受け取る自由とは，基本的には，第三者が知らせたい，あるいは知らせようとする情報を私人が受け取ることを国家が制限してはならないということを意味する」とした。そして，10 条 1 項の「この自由は，国家に対して自ら情報を収集しそれを広める積極的義務を課していると解釈されてはならない」とし[100]，10 条は適用できないとした[101]。

しかし裁判所は，このような事態には 8 条が適用可能であるとする。そして，積極的義務の存在を確認した上で，8 条の権利の効果的保護のために国家機関が必要な措置をとったか否かを検討しさえすればよいとした[102]。政府は，申立人が被るであろうリスクを自身が評価するために必要不可欠な情報を国内法に基づいて提供する義務があったにもかかわらず提供しなかったのであり，申立人の 8 条の権利を保障する義務を履行しなかったとして全員一致で 8 条違反を認定した[103]。

・考察

本件では，特定の健康被害等は報告されていなかったにも関わらず，裁判所は比較的簡単に全員一致で条約違反を認めたのである。その理由は何だったのか。まず考えられるのが，もともとこの工場が EC のセベソ指令を実施するイタリア国内法の基準に基づいて「高度なリスク」を有する工場に分類されていたことである。過去には 150 人を超える被害者を出す爆発事故も起こしている。よって，その潜在的危険性は自明であった。また，工場からの有害な排出物質が申立人が住む地域を汚染しており，申立人に対して危険が差し迫っていたと考えられ，当該工場も汚染防止設備が不十分であった。そして政府もこの危険性を十分認識していたのである。委員会が 10 条違反を認定する際，人権条約の潜在的違反を防止する機能（preventive function）を強調していることからみて，やはり潜在的危険性を問題にしていたのだと思われる。その意味ですでに被害が生じていた Lopez Ostra 事件とは異なる[104]。

さらに，Powell and Rayner，Lopez Ostra 両判決で述べられていた均衡性要件が触れられていないことに注意する必要がある。判決の中では，国家の経済的利益などの「共同体の利益」への言及，及びそれと個人の権利とのバランスの言及もないのである。つまり，共同体の利益をほとんど考慮せず，申立人の置かれた危険な状況から直接に積極的義務が生じ，国家がそのような積極的措置をとったかどうかのみを問題にしているのである。Mowbray が指摘するように[105]，深刻な汚染の危険性が高ければ高いほど，国家に対して危険にさらされた個人を保護するため効果的な措置をとるよう要求する度合いが高くなると裁判所は考えたのだと思われる。

最後に裁判所は，国家が情報提供という比較的明確な国内法上の義務さえ履行しなかったことを重視した。その結果，均衡性要件に付随する評価の余地にも言及することなく，非常に簡単に条約違反を認定した。

このことから，以下のことが言えよう。第 1 に，環境被害の潜在的危険にも 8 条が適用可能であることが示された。これは，委員会が 10 条に求めた「人権条約の潜在的違反を防止する機能（preventive function）」が 8 条にも存在することを意味している。第 2 に，潜在的危険が明確である場合，国家が負う積極的義務はより強くなり，共同体の利益は背後に引くことが示された。そして第 3 に，国内法，特に環境法に違反した場合，条約違反となる可能性が高いということである。つまり，国内法上要求されている措置を怠った場合，国家が条約違反に対して反論する余地が小さくなるということである。その意味で，人権条約が国内法，中でも国内環境法の遵守を促進する機能を持つと考えられるのである。

(4) Hatton and Others v. UK (2001, 2003)[106]

本件は上記の Powell and Rayner 事件と同じく，英国ヒースロー空港からの騒音被害に関するものである。しかし本件は当該空港における夜間発着による騒音を対象とし，Powell and Rayner 事件以降にとられた新たな騒音軽減政策の是非が問題になっている点で異なる。ヒースロー空港の

近隣に住む8人の申立人らは，1993年頃から夜間にヒースロー空港を発着する航空機から生ずる騒音が増加し，早朝に目が覚めたりその後眠れなくなるなどの深刻な症状が現れたと主張した。ヒースロー空港における夜間発着の制限は定期的に再検討され，最近では1988年，1993年，1998年に見直されているが，本件で問題となったのは1993年に実施された制度である。この1993年制度は前年に実施された調査報告書に基づいていたが，それによればヒースロー空港の近隣に住む400人を対象にした調査の結果，航空機の騒音が近隣住民の睡眠に悪影響を与えるとは言えないとされていた。

小法廷はまず，ヒースロー空港は政府自身によって運営されておらず，ゆえに8条のもとで政府が負う義務は積極的義務として分析されるとした。そして，対立する個人の利益と共同体全体の利益の間に公正なバランスがとられているかどうかが考慮され，その際条約の遵守を確保するためにとる措置の決定において国家は一定の評価の余地を有しているとした[107]。

しかし小法廷は，要求されるバランスの確保においては「すべての考慮要因に注意しなければならず」，「特に環境保護という微妙な分野においては，国家の経済的利益に言及するだけでは，個人の利益を上回ることを示すのに十分ではない」とするのである[108]。さらに，個人の権利を保護するために必要な措置を国家機関がとったかどうかを詳細に検討したLopez Ostra事件に言及し，「国家は，代替的な解決策を検討したり，人権に関して最も負担のない方法で目的を達成する努力をすることによって，可能な限り，個人の権利への干渉を最小化することを要求されている」とした。そしてそれを達成する為には，「実際に正当なバランスを確保するような最善の解決策を模索する目的をもって，適切かつ完全な調査，研究が当該計画に先んじて行われるべきである」と判断したのである[109]。この基準のもとに事実を審理するに，経済的利益の重要性に関して政府自身によって直接に，あるいは独立した調査機関によって批判的に検討されておらず[110]，また「申立人の睡眠状態への干渉の影響や程度を評価しようとする真剣な努力，また人権に関して最も負担の少ない解決策を得るための事前の完全な調査が欠けていた」[111]ことを重視し，政府が公平なバランスをとったとは言えないとして，8条違反を認定したのである[112]。

これに対し英国は，条約43条に基づき事件の大法廷への付託を請求し，大法廷審査部会もこれを受理した[113]。英国政府は，小法廷がとった「最小限度の干渉」[114]アプローチは，条約の判例法に矛盾するだけでなく国家に与えられた評価の余地を消滅させてしまうものであるとして批判した。多様な対立する利益のバランスを確保するという困難で複雑な領域においては，様々な比較考量を行って政策を決定するために国家に裁量を与えることは原則として適切であるとした。そして，政策決定は政府が行うものであり，人権裁判所の権限は監督的なものにとどまると主張した[115]。

大法廷はまず，「清潔で静かな環境に対する権利は，条約の中で明示的に規定されてはいない。しかし，個人が騒音や他の汚染によって直接かつ深刻に被害を受ける場合，8条違反の問題が生ずる。騒音や環境汚染が8条の権利を侵害しうることは，過去の判例（上記Powell and Rayner，Lopez Ostra，Guerra事件）で確認されている」とする[116]。他方で，条約が補完的な役割を果たすこと，国家機関は直接の民主的正当性をもち国内のニーズや状況を判断する地位にあることも裁判所は強調した。また，民主的社会内の意見が大きく分かれているような一般的政策については，国内の政策決定者の役割に特別の重点が置かれるべきであり，James v. UK事件[117]に示されるように，社会的経済的な政策の実施においては国家に与えられる評価の余地は広いと考えるのが自然であるとする[118]。

そこで大法廷は，本件のような環境問題に影響を与える国家の政策決定に関する事件においては，裁判所は二つの側面の検討，つまり国家の政策決定という実体上の事項の評価（実体的側面）

と，個人の利益に適切な考慮を払った政策決定過程だったかを吟味すること（手続的側面）が必要であるとした[119]。

まず実体的側面に関しては，一般的に国家は広範な（wide）評価の余地を与えられなければならないが，次の四点に関連してやはり広範な評価の余地が認められるとする。第一に，環境汚染が条約違反を生じた過去の事件（Lopez Ostra, Guerra事件）においては，その違反の判断が国家機関がいくつかの国内法を遵守しなかった事実に基づいていたが，本件にはこの国内法違反という要素がまったく存在しない[120]。第二に，確かに環境保護という要素は国家の評価の余地を検討する際に考慮すべき要素ではあるが，しかし裁判所が環境権（environmental human rights）の特別な地位に言及することによって特別なアプローチをとることは適切ではないと判断する[121]。第三に，Dudgeon事件[122]でも示されたように個人の私生活の中でも特に個人的な（intimate）側面への干渉が問題になる場合には評価の余地の範囲は狭くなるが，本件の睡眠妨害はこれには当たらない[123]。そして第四に，たとえ特定の夜間発着の禁止による経済的コストの算定がなくとも経済的重要性の要素について推論が可能であるとする[124]。

他方，手続的側面に関しては，政策や決定の種類，政策決定過程に個人の意見がどれぐらい反映されたか，利用可能な手続的保護措置など，すべての手続的側面を検討しなければならないとしたが[125]，しかし「このことは，問題のすべての側面に関する包括的かつ測定可能な情報が利用可能にならなければ政策決定を行うことができないということを意味するのではない」[126]。さらに，政府は一貫して状況を監視して調査研究を行い，調査報告も一般に公開されていたことを重視し[127]，また非常に少数の人々が一般的措置によって特に影響を受けているという場合には個人がその地域を去る可能性を考慮に入れることは合理的であるとする[128]。

ゆえに，政府が実体面において公正なバランスの確保を怠り評価の余地の範囲を超え，また1993年制度の準備作業において基本的な手続的不備があったとはいえないとして，8条違反はないと結論づけたのである[129]。

・考察

本事件は，小法廷判決で賛成票を投じたCosta判事が述べるように，「非常に難しい事件である」[130]。なぜなら，欧州人権条約の判例法上，環境被害によって個人が損害を受けないことが8条の保護範囲であることが確立した一方，国家の経済的利益が大きい国際空港が問題となり，申立人が被った不便は不相応なものと言えない理由も確かに存在するからである[131]。この難しさは小法廷の判断と対照的な大法廷判決の中にも現れている。大法廷判決は，小法廷判決がとった経済的利益の重要性を切り札とは見ないという方法は踏襲する。しかし，ここで実体的なバランス確保と手続的な義務を分けて考えるという新たな方法を導入していることが注目される。そして前者には過去の判例法を踏襲して国家の広範な裁量の余地を認める代わりに，後者は個人の利益が政策決定過程に十分反映されたかという過程を問題にする。しかし手続的義務の判断には問題がある。裁判所は，一方で政府が1992年の睡眠に関する調査報告書のデータに依拠することを認めているが，他方で今回の事件の主題が1993年制度導入以降の申立人の被害であることを認めていた[132]。つまり，1993年制度の決定過程において申立人の利益を無視しなかったとは言えても，その制度の導入以降において申立人の利益を考慮したとは言えないのである。また申立人の転居可能性を考慮に入れるのも合理的であるとするなど，手続的義務の分析を曖昧にしてしまった感は否めない。ゆえに，反対意見が言うように「過去の判例法の発展から逸脱し，後退した」と言えるかもしれない[133]。またHyamが言うように「一歩進んで二歩下が」ったと言える[134]。しかし，個人の権利をまったく考慮しない場合には，たとえ政策的問題であろうとも条約違反となることを示した点で，この義務の二分法に基づく判断方法は重要である。

他方でこの判決結果は，裁判所が一般的政策的

問題を扱う際の困難さを示している。条約の補完的役割，また国家による信頼に依存する欧州人権条約体制のひとつの限界であることは確かである。なおここでは触れなかったが，本件では小法廷，大法廷ともに，13条（効果的な救済を受ける権利）違反は認定していることが重要である。後述するが，有名なSoering事件判決以来，13条が単なる国内的救済の確保のみならず，他の条約上の権利を国内手続において援用可能にするという解釈が認められてきているという指摘がある[135]。これは，条約上の義務を国内において確保することを間接的に要求することを意味する。本件のように一般的政策的問題が主題であって，条約の実体的権利との適合性を人権裁判所が直接行えないという場合には，13条を通して条約義務の確保を締約国に委ねるとすることが可能なように思われる[136]。

第2節　生命に対する権利（2条）

環境破壊行為に起因する人権侵害は，2条の生命に対する権利の問題ともなりうる。環境被害が個人の生命を危機にさらすという状況は，直感的に理解しやすいであろう。例えば，インドのボパールで起きた化学工場の爆発事故[137]や旧ソ連で起きたチェルノブイリ原発事故[138]では，多くの個人が犠牲となり，また健康に重大な影響を受けている。

欧州人権条約において，かなり初期の時期に核実験や核廃棄物の海洋投棄，あるいは戦術核兵器の配置などが2条の権利を侵害するとの申立がなされたが，明白に根拠不十分として人権委員会は非許容の判断を下していた[139]。しかし最近，L.C.B. v. UK事件（1998）[140]において2条の適用可能性を窺わせる判決が人権裁判所によって下された。

本件の概要は以下の通りである。1950年代末に行われた英国の大気圏内核実験に英国空軍の調理要員として参加した父の娘である申立人が，生後まもなく白血病と診断され，医師の診断記録によれば，可能性のある原因として「父の放射性被曝」と明記されていた。申立人は治療のため初等教育の半分の機会を失い，日常生活にも支障をきたした。そして申立人は，政府が父親に被曝の影響について知らせなかったことが，早期の処置を可能にする自身の出生前あるいは出生後の医療測定を妨げたとして，条約違反を訴えたのである。

結論を急ぐと，裁判所は，それ自体不明確である父親の被爆と申立人の白血病との因果関係を肯定できないとして，条約違反を認めなかった。しかし，結論はともかくとして，本判決は重要な要素を含んでいる。

第一に，人権裁判所が，一般的に2条も環境及び人の健康の保護の分野に適用できると判断したことである。したがって，身体の健康状態に深刻な害を及ぼすか，または死に至らしめるような高度に危険な環境被害が生じた場合には2条違反となる可能性は高い。例えば，原子力発電所の事故によって地域住民の生命が危機にさらされたような場合には，国家は生命に対する権利を侵害したとして人権条約上の責任を負うのである。これは，自由権規約委員会の生命に対する権利に関する一般的意見[141]や自由権規約の個人通報における解釈[142]，さらには米州人権委員会の見解[143]とも符合するものである。

第二に，8条における解釈と同様に2条においても国家に積極的義務が要求されることを示した点である[144]。従来の判例法では，2条は国家の積極的義務を引き出さないとされていた[145]。本判決は人権裁判所が2条の積極的義務を初めて認めた判決として[146]，環境に関する文脈のみならず2条の解釈一般においても重要性をもつ判決である。問題はこの積極的義務がどの範囲まで認められるかであるが，この判決の直後のOsman v. UK[147]事件において裁判所は，私人の行為によって生命が危機にさらされている場合にも2条のもとで積極的義務が生じると判決した。したがって，私人による環境汚染に対しても積極的義務のもとに2条が適用可能であると思われる[148]。

第三に，本判決では因果関係が否定されたわけだが，しかし裁判所はわざわざ，もし危険性があったことを「国家に懸念させる（cause to fear）よ

うな情報が存在していた場合」，あるいは危険性が「その当時に可能性としてありそうな（appeared likely）場合」には国家に積極的義務が発生し[149]，「その情報が申立人を救うと考えられるかどうかに関わりなく，申立人の両親に知らせる義務がある」と述べている点である[150]。これは，特定の状況において生じる危険性について国家機関が知っていたか，あるいは知っていたと評価できる状態にあった場合には，必要な措置をとらなかったことについてどのような口実も認められなくなることを意味している[151]。確かに因果関係の完全な科学的証明は環境問題の特殊性ゆえに困難を極めよう。しかし，多数の個人が何らかの症状を示すなどの状況によっては，その時点で国家に対して必要な措置をとるよう積極的義務が発生すると考えることはできるのではないだろうか。

以上のように，2条は環境破壊行為に起因する生命の危機に対し適用できる可能性を十分に示していると言える。生命に対する権利が最も環境保護に適していると指摘する論者もいる[152]。例えばRamcharanは，生命に対する権利と「安全な環境に対する権利」の連続性を強調し，環境破壊による人権侵害が生命に対する権利の保障の範囲内であると考えている[153]。また，前述のGuerra事件判決のJambrek判事は補足意見の中で，環境被害に関して「人権裁判所は，条約2条に関して判例法を発展させるべき時期が来ている」と述べている。実際，1995年のMcCann and Others v. UK事件[154]以来，裁判所は2条に関して，判例法の中でもおそらく最も豊富かつダイナミックな解釈を展開してきている[155]。OveyとWhiteも，健康への危険に関する信頼できる情報の提供や第三者の私人による暴力の阻止などによって生命を保護するために措置をとるよう要求する積極的義務に関しては，最も大きな革新の可能性があるとする[156]。おそらく，人権裁判所が環境破壊行為によって2条の生命に対する権利が侵害されたとの決定を行う日も遠くないと思われる[157]。

第3節　小括

本章では，環境被害に起因する人権侵害を条約機関が扱うことができるかが分析された。まず8条に関しては，このような人権侵害が8条の保護範囲内であることが示された。そして，8条の権利を効果的に保障するために国家には適切な措置をとる積極的義務が存在することも確認した。また，この積極的義務の容認によって，私人によって引き起こされた環境被害に対しても国家は個人の8条の権利を保障するための適切な措置をとらなければならないことも明確となった。これは，環境損害のほとんどが国家以外の主体によって引き起こされているという事実から見ても非常に重要な点である。

さらに，事態の重大性は条約適合性の判断に大きな影響を与えることに加え（Lopez Ostra事件），たとえ甚大な被害が発生した後でなくとも国家は人権侵害を引き起こすような環境被害を防ぐための積極的義務が課されることが示された。つまり，甚大な被害が生じる危険性が非常に高い場合には，その時点で国家に積極的義務が発生し，最終的に被害が生じなくとも適切な措置を怠れば条約違反が成立するのである。これは，人権条約の潜在的侵害を防ぐ防止機能（preventive function）が8条に存在することを意味する（Guerra事件）。国家はこのことにより非常に強い義務を負うのである。そしてそのような義務の中でも，情報を提供する義務は最も基本的かつ重要な義務であり，情報提供という手続的義務さえ履行しなければ国家は条約違反を免れ得ない。

一方，条約機関は国内法，特に国内環境法を遵守しているかに注目しており，汚染源あるいは国家の措置が国内法に違反していれば条約違反となる可能性が高い。つまり，国内法に違反していれば，国家はそれを上回るような経済的利益を主張することが非常に困難となるのである[158]。これは，人権条約が国内環境法の遵守を促す機能を有していることを示している（Lopez Ostra，Guerra事件）。さらに，一定の被害が生じその事態が甚大である場合には，単なる国内法上の措置では条約

遵守には不十分であり，国家にはそれ以上に個人の人権を効果的に保障するための適切な措置をとるよう義務づけられていることも示された(Lopez Ostra 事件)。その意味で，既存の国内法をさらに発展させ，より厳格な環境保護措置をとるよう促進する機能も認められるのである。

このように，環境損害を防止する人権条約上の義務が比較的明らかになり，さらに条約違反とされた事例が現れたことにより，締約国は自身がそのような義務を負うことを認識することで，将来的な条約違反を防止することが可能になる[159]。つまり，条約が単なる裁判規範としてではなく，国家に対する行為規範として作用する可能性が十分にあるのである[160]。

このことは，条約違反の認定を受けた締約国に関してはもっと直接的である。一般に，条約違反が認められた場合，条約 46 条（旧 54 条）に基づいて，閣僚委員会がその判決の執行を監視する[161]。しかし，閣僚委員会には強制的に判決を執行させる権限はなく，条約と適合するよう適切な措置をとるにつき国家に裁量が与えられている[162]。しかし，締約国はほとんどの事件において，国内法の改正や申立人への救済に関する情報を閣僚委員会に送付している[163]。このことによって，裁判所の判決は，単に個人の申立に対する救済を提供するだけでなく，より一般的に将来の条約違反を防止し，さらに締約国にとっても条約上の義務の範囲や性質が明らかになるという結果が生ずるのである[164]。

このことを最も典型的に示したのが，実は Lopez Ostra 事件である。裁判所の判決後の 1996 年に，スペインの憲法裁判所はスペイン憲法上の「適切な環境に対する権利」に関する解釈において，Lopez Ostra 事件の人権裁判所の判決が国内的に法的拘束力を持つことを認めたのである[165]。しかも，人権裁判所の判決はスペインの憲法判例と矛盾するという事実があったにも関わらず，である[166]。これは，人権裁判所の判決内容が，国家のその後の行為規範として機能することを示している。もちろん，必ずしもこのような明確な対応が起こるとは限らない。しかし，やはり何らかの形でその後の国家の行動に影響を与えると考えるべきであり[167]，前述したような環境法の遵守やその更なる発展の促進という意味においてもこのことの規範的意味は重要であると考えられる。

他方で，Hatton 事件が示すように，一般的政策的領域において，被害がそれほど甚大ではないと考えられる場合，国家の経済的利益等が重視される結果になることも明らかになった。しかしそのような場合にも，国家には無制限の権限が与えられているわけではなく，少なくとも手続的な義務として個人の人権に十分配慮することが求められている。そして，問題の被害が甚大であればあるほど，国家の評価の余地が狭くなることも示された。また，一般的政策的領域において裁判所による実体的権利との適合性の判断が困難な場合，13 条の今後の判例法の発展によっては，国家はそのような問題を国内的に処理するよう条約上の義務を負う可能性が残されているのである。

2 条に関しては，未だ潜在的な可能性に止まっている。しかし，たとえばチェルノブイリ原発事故のような大規模かつ生命に危険を与える事故が起こった，あるいは起こる可能性が非常に高い場合，裁判所は 2 条違反を認定する可能性が十分あり得ることが示された。そしてその効果としては，前述の 8 条での検討と同様に，国家に対する行為規範として作用するのである。

第 3 章　環境保護政策と人権保障の対立

前章では，環境被害が直接個人の条約上の権利を侵害しうる場合を見てきた。これは，いわば環境保護と人権保障との関係が親和的である場合であると言える。しかし，常にこの親和性が成立するとは言えない。環境保護の理念に基づく政策が人間の生活様式に様々な影響を与え，極端な場合それを制約する場合があることは，よく指摘されるところである。そしてこのことは，人権の保護という文脈でも問題になるのである。つまり，環境保護と人権保障が対立する局面である。欧州人

権条約もこの対立から免れることはできず，多くの事件でこの対立を扱ってきた。

従来，このカテゴリーの分析においては，環境保護という「正当な目的」が人権の制限を正当化することを示すことで満足するものがほとんどであった[168]。逆に言えば，伝統的な人権の尊重は環境保護政策の妨げにはならないことを示そうとしてきたと言える[169]。しかし，果たしてそのように単純に言えるであろうか。環境保護という目的の正当性のみで人権制限が認められているのだろうか。本章では，この対立が問題になった事例を扱いながら，従来の捉え方を批判的に分析する。

第1節　私生活及び家族生活，住居の尊重を受ける権利（8条）

環境保護と人権侵害が対立する事例は，ほとんどの場合環境保護を目的とした開発許可に伴う人権制限が主題である。一般に，都市あるいは地方の開発計画(planning)に関しては，国家に対して広範な評価の余地が認められてきている[170]。一般的，政策的問題に関しては，その判断は地域的状況や条件について多くの情報を持っている国家に委ねるのが合理的であり，条約機関の役割はあくまで補完的であるべきだと考えられているからである。しかし，以下に見るように，比較的最近になってジプシーの権利に関する事件が8条の権利の問題として審理され，新たな展開を見せている。

(1)　Buckley v. UK (1996)[171]

申立人は英国人のジプシーで，所有地にある幌馬車の中で3人の子供とともに生活する母親であった。申立人は幌馬車の計画許可（planning permission)を取り消されたため再申請を行った。しかし，ジプシーの幌馬車のための土地が他に適切に与えられていること，またそのような土地の使用は景観の質を損ねるため，必要不可欠なもの以外のすべての開発から田園を守ろうとする自治体の開発計画の目的に反する，という理由で申請は拒否された。また拒否に対する上訴も退けられた。申立人は是正通知を受け，その不履行のために刑事手続に付された[172]。申立人は，政府の措置によって所有地の上での幌馬車の生活と移動生活が妨げられたとして，住居の尊重を受ける権利を侵害されたと訴えた[173]。裁判所は，本件には8条の住居の尊重の権利が適用されるとし[174]，政府の行為は疑いなく申立人の住居の尊重を受ける権利に対する干渉を構成するとした[175]。

よって次に，この干渉が8条2項によって正当化されるかどうかの検討に進む[176]。まず，政府の措置が「法律に基づいて」行われたことを確認した上で，この措置の目的が公共の安全，国の経済的福利，健康の保護と他人の権利の保護，さらには「環境の保全」であって，それらが正当な目的(legitimate aims）であることを疑うことはできないとした[177]。よって問題は，当該措置がその正当な目的に対して「民主的社会に必要」だったかどうかである。「民主的社会において必要」とは，判例法上，その措置が「急迫する社会的必要性(social pressing need)」に対応し，かつ「正当な目的と均衡するものであること」を必要とすることを意味する。この要件が個人の利益と共同体の利益の均衡性を要求するのである[178]。

裁判所は，まず何が「民主的社会に必要」かは第一義的には国家が判断するものであり，その判断において国家は評価の余地を有するとした。そして都市や地域の開発計画の選択や実施に関しては，国家に広範な（wide）評価の余地があり，裁判所はその内容に踏み込むことはできないことを確認した[179]。しかし，国家の措置は条約との適合性について裁判所の審査に服する[180]。評価の余地の範囲は文脈によって異なるものであり，問題になっている条約上の権利，その権利の個人にとっての重要性，あるいは個人の活動の性質などの要素によって変化するとした[181]。そうした前提の上で，本件においても，評価の余地の範囲の決定において申立人やその家族にとっての条約上の権利の重要性を考慮しなければならず，申立人の権利と共同体の間に公平なバランスを確保しなければならないとした。その時，「国家が評価の余地の範囲内で行動したかどうかを決定するために，手続的保護手段が申立人に利用可能であったかが特に

重要である。8条は明示的な手続的要件を含んでいないが，干渉措置をもたらす政策決定手続は公正でなければならず，8条によって個人に保護される利益に正当な考慮が払われなければならないことは，判例法上確立している」[182]として，この基準に従って事実を判断する。

まず，国内法が国務大臣に対して計画許可に関する異議を訴えることを可能にしており，権限を与えられた独立の調査官によって審査される手続が定められている。実際に申立人の訴えに関してなされた調査は，申立人の伝統的生活様式を持つジプシーとしての特別なニーズを考慮し，ジプシーの幌馬車用の土地の不足を重視しながら共同体の利益とのバランスを図っている[183]。その結果，申立人の住む土地から700メートル離れたところに公式の幌馬車用地域を設置したが，申立人はこれを利用しなかった。申立人はその土地が今の住居地よりも快適ではないと主張するが，しかし，「条約8条は，居住地に関する個人の選択権が一般的利益に優越することを必ずしも認めてはいない」[184]。加えて，申立人が受けた刑罰は比較的低額の罰金のみであった。

ゆえに裁判所は，当局は様々な利益を考慮した結果として当該決定に至っていることは明らかであり，それ以上に決定の内容に踏み込むことは裁判所の仕事ではないとした。そして，用いられた手段も正当な目的に対して不均衡とは言えないとして，8条違反を認めなかった[185]。

・考察

この事件の重要な点は，権利制限の妥当性に関する裁判所の示した基準である。判決では，8条の制限条項の三つの要件のうち，最初の二つ，つまり法律に基づいていたかという判断と，措置が正当な目的を持ったものかに関する判断は非常に簡単なものであった。他の事例においても，二番目の目的の正当性に関しては裁判所は検討することなく認めるのが常である[186]。その結果，第三番目の要件である「民主的社会において必要」かどうかの判断，つまり「公平なバランス」が確保されたかが鍵を握ることになる。

この三番目の要件の判断においては，開発計画などの政策的問題において国家に与えられる評価の余地が広いことは前述した通りであり，判決もそれに従っている。しかしそれに続けて，評価の余地の範囲が個人の権利の性質などの要素によって狭くなることを示唆した後，公正なバランス確保の実施においてはその政策決定手続において個人の権利に十分な考慮を払うという手続的義務を国家に課していることが注目される。つまり実体的な利益の比較，政策の内容に関しては国家の裁量を認めつつも，そこにおいても手続的措置を通して個人の権利の尊重を義務づけ，その是非を裁判所は審査しうるとしたのである。

このことは，措置の正当性の問題とその適用の仕方の問題を区別していることを意味し[187]，さらに政策決定過程に個人の権利を反映させることを義務づけることで，明らかに国家の評価の余地を限定しているのである。

個人に与えられるべき手続的保護手段の内容として，裁判所は一般的な裁判手続に加えて，独立の専門家による具体的な調査が行われたことを重視している[188]。結局裁判所は，この独立の専門家による調査を全面的に支持することで条約との適合性を判断するのであるが，少なくとも一般的な手続だけでなく，具体的な保障手続をも要求していると考えることができる。

これらのことから，環境保護目的の措置といえども，それによって影響を受ける条約上の重要な権利が簡単に制限されるべきではないと裁判所が考えていることは明らかである。環境保護という目的の正当性には異論を挟まなくとも，その環境保護措置の実施方法に関しては，条約上の権利との適合性を問うているのである。環境保護措置の実施が，条約上の権利を十分に考慮するという公正性を欠けば，条約違反が成立する可能性を示している[189]。

第2節　財産権（第1議定書1条）

環境保護措置によって最も制限を受けやすい人権が財産権である。8条で問題となったような開

発計画などの政策によって，許可の取消，財産の没収などが行われる。国家に与えられた財産権制限の権限は，8条の権利に関するものよりも一般に大きい[190]。それゆえ，8条と比較すると，環境保護目的の財産権制限はほとんど認められるようにも思われる。実際，多くの論者はこのように解してきた。しかし，必ずしもそのように簡単には言えない事例が出てきている。まず，環境保護目的の財産権侵害に関するリーディングケースとされるFredin事件から見てみることにする。

(1) Fredin v. Sweden (1991)[191]

申立人は，自分の所有地において砂礫（砂金を含む砂利）を抽出する許可を得て，生計を営んでいた。スウェーデンは自然保護法の改正により，許可を出した時点から申立人に対して将来的に活動の停止を視野に入れるよう要請していた。そして数年後に当局は，3年の間に砂礫採取を停止し採取場のある地域を原状回復するよう命令した。申立人はその命令に対する不服を農業省に申し立て，拒否はされたが1年間の許可の延長を得た。1988年に申立人は最終的に採取事業を停止した。しかし，申立人はその後も原状回復措置の履行のために特別の採取許可を申請した。この申請が拒否され，また司法審査の可能性も否定されたため，申立人は第1議定書1条の違反を主張したのである。

裁判所はまず，許可の取消も財産権への干渉を構成することを確認し，この措置は1条2項の財産の使用の規制に当たるとした[192]。そして，「今日の社会において，環境の保護は非常に重要な考慮要因となってきている」[193]と述べ，申立人自身もこのことを認めていることを確認した。

次に裁判所は，判例法上確立した基準[194]に従って財産権制限の妥当性を判断する。裁判所は，当該措置が国内法に従ってなされており，環境保護以外の私的あるいは公的利益に十分考慮を払わなかった証拠もなく，許可の取消の決定に対する予測可能性も確保されていたとした[195]。そして次に，国家の干渉措置が個人の権利と共同体の利益の公正なバランスを確保していたかを審査する。

このバランスの確保において，国家は，措置の実行の手段などの判断において広範な評価の余地を有するとする。ここで裁判所が重視するのは，改正された自然保護法に規定された将来的な許可の取消の予測可能性である。つまり，申立人は許可を得た時点でこの規定があることを認識しており，与えられた許可の期限が終了すれば自らの許可を失う可能性を了解していたはずなのである。しかも，申立人は命令された事業の停止に3年間の猶予期間を与えられ，さらに1年間の許可延長措置も受けていた。これらの事実を考慮すると，自然保護法の正当な目的に対して許可取消の決定が不均衡であったとは言えないとして，全員一致で1条違反はないと結論づけたのである[196]。

・考察

この判決からどのようなことが言えるであろうか。多くの論者が指摘するように，「環境の保護は非常に重要な考慮要因となっている」ことを確認し，これが財産権制限の正当な目的を構成するとした裁判所の判断は重要ではある。しかし，このことからアプリオリに財産権制限が無条件で正当化されてはいないのである。ここでは暗に「公共の利益」の一部として認識されていることを示すのみであり，しかも通常認められる公共の利益（例えば国家の経済的利益や安全の確保）を超えるような重要性を与えられているわけではない。この要素に言及した後，裁判所は通常の制限妥当性の判断を行っており，そこでは過去の事例と同様に均衡性の要件が重視されている。そしてその中で，個人に過度な負担を負わせないよう十分な配慮がなされたかが重視されているのである[197]。事実を見ると，申立人は当局から事業停止の猶予期間を与えられ，さらに許可延長も受けているいるのであって，政府はこのような恩恵的措置によって申立人の置かれた状況を十分配慮していると言えるのである。つまり条約違反の判断の鍵は均衡性要件であり[198]，環境保護の目的やその重要性ではないのである[199]。そして，均衡性判断の中で公平なバランス確保を怠ったとして1条違反が認定されたのが次の2つの事件である。

(2) Matos e Silva Lda. and Others v. Portugal (1996)[200]

申立人は，自己の所有する土地で畑の耕作，製塩，魚の養殖などを営んでいたが，申立人の土地は政府による自然保護区の建設の対象となり収用されることとなった。様々な措置を受けた結果，申立人は生業を営むことができなくなり，また建物の建築制限を受け，土地の価格が大幅に下落して売却不可能になった。申立人はこの措置に対して最高行政裁判所に異議申立てを行ったが，事件の複雑性や手続的問題により，13年もの間係争中のままであった。また補償も支払われず，申立人の財産権は不安定な状態が続いたのである。

裁判所は，申立人の財産権は法的には残っているにも関わらず，ポルトガル政府の措置によって申立人が自己の財産を実際に取扱い使用することをかなりの程度制限されており，所有権の実質に影響を与え，財産権の使用を制限しているとし，政府による干渉があったことを確認した[201]。また，実質的な収用もなく，政府による様々な措置は第1項第1文の「財産権を平和的に享受する権利に対する他の干渉」[202]を構成するとした[203]。そして，この干渉が正当化されるためには，個人の権利と共同体の公共の利益との間に公正なバランスが確保されなければならないとする[204]。

申立人は，政府は計画されていた水産養殖場の建設や自然保護区域の設定を実際に行っておらず，当該措置は公共の利益に必要なものとはいえないと主張した。それに対して政府は，当該土地の不適切な使用を防止する義務があること，問題の措置は公正で適切なバランスをとったものであり，裁判手続の遅延は考慮されるべきではないと反論した[205]。

裁判所は，政府による措置は環境を保護するという公共の目的であることを確認した[206]。その上で，問題の措置が合理的な基礎を欠くものとはいえないとして申立人の主張を退け，政府が実際に行う政策に関する判断は差し控えた上で，「当該措置が深刻かつ有害な影響を与え，申立人の通常認められる財産権の享受を13年以上も妨げてきた」ことを重視した。そして，申立人の財産権がどうなるのか，あるいは果たして補償を受け得るのかという問題に関して長期間にわたって不安定な状態を放置したことが問題をさらに悪化させたと判断した[207]。その結果，申立人は個人的で過度の負担を強いられ，ゆえに公正なバランスが確保されていないとして，1条違反を認定した[208]。

(3) Pialopoulos and Others v. Greece (2001)[209]

申立人は，郊外に土地を購入した後，当該土地に高層型のショッピングセンターを建設するため自治体に建設許可の申請を行った。自治体は当該土地にある古い建築物を取り壊す許可は与えたが，新たな建築の許可は与えず，当該土地を収用する決定が下された。申立人は裁判所に補償額の決定を求め，裁判所は暫定的な補償額を決定した。しかしその補償は支払われず，控訴審はこの収用が無効であると判決し，政府も収用の無効を確認して自治体や関係省庁に適切な措置をとるよう要求した。その1年半後に申立人は再度建築許可の申請をしたが，自治体はまたも収用を決定し，その後も補償は与えられなかった。申立人は，最初の収用の決定時点から，新たな建築の禁止が自分の土地に適用されるのかどうかに関する明確な回答を受け取ることができず，補償も受けないまま自己の財産権を享受することができないことを強いられた。

裁判所は，申立人の所有権は残されているため，この措置は財産権の剝奪には当たらず，また当局の意図からして財産権の使用規制にも当たらないとした。しかし問題の措置が申立人の財産権を平和的に享受する権利を制限していることは明らかであるとし，1条1項第1文から導かれる「他の干渉」であることを確認した[210]。その上で裁判所は，この干渉が1条違反にあたるかを審査するためには，個人の権利と共同体の公共の利益との間に公正なバランスが確保されたかどうかを決定することが必要であるとした[211]。

裁判所は，当該措置の目的が政府の主張する環境保護であることには疑いを持たなかった[212]。しかし裁判所は，申立人が補償を受けることなく十

数年に渡って自己の財産権を享有することが妨げられている事実を重視し，厳密な検討を行うことなく，公正なバランスが確保されていないとして，全員一致で1条違反を認定した[213]。

・考察

これら2つの判決でも，環境保護目的の財産権制限が問題となっている。そしてその目的自体について裁判所は判断をしていない[214]。むしろその目的を持った措置が「公正に」行われ，申立人に過度な負担を強いるようなものでなかったかを問うてきているのである[215]。そして，結果的に均衡性判断の中で申立人に過度な負担があることが認められれば，環境保護目的の措置であっても条約違反は認められるのである。このことは，Fredin事件判決が環境保護目的のみで財産権制限を認めていないことを証明しているのである。

もっとも，財産権は他の権利に比べて国家の制限をより広く許容されている。すべての事例において国家には広範な裁量の余地が与えられており，財産権侵害の認定はおそらく最も極端な事例に限られると言われる[216]。しかしそこにおいても，個人に過度な負担を強いる形で公平なバランス確保を怠れば条約違反が認定される可能性が残されているのであり，国家に環境保護を目的とする無制限の規制権限を与えているわけではないのである。

第3節　小括

本章全体を通して環境問題に対する人権論の機能という観点から言えることは，環境被害を防ぎ，あるいは環境保護を促進するということではなく，環境保護政策によって過度の負担を個人が強いられることを防ぎ，個人の人権に配慮する形で環境保護政策を行うよう国家に要求するという機能を有しているということである。いわば，環境保護政策の「公正性」を問う機能を有していると言えよう。そして，人権規定に適合しない措置であると判断された場合，そのような公正でない環境保護政策に再考を迫ることを要求するのである。つまり，「行き過ぎた」環境保護を是正する歯止めを提供していると考えられるのである。

第4章　手続的人権の機能

第2章および第3章では欧州人権条約で認められた実体的権利に関して考察した。そこでは，環境被害あるいは環境保護政策が人権条約の権利に「直接的」にどのような影響を与えるかが問題となった。それに対して，手続的権利はそのような環境被害あるいは環境保護措置に対しては「間接的」な関係しか持たない。なぜなら，当然ではあるが個人への影響に関する実体的基準をなんら示すものではないからである[217]。

本章では，6条の公正な裁判を受ける権利，13条の効果的な救済を受ける権利が環境問題との関わりでどのような機能を果たすのかを検討する。

第1節　公正な裁判を受ける権利（6条）

6条は，国内の司法手続きを再開させたり，あるいは条約機関が行った事実や国内法に関する認定を国内裁判所のそれと置き換えるというような権限を条約機関に認めているのではない。条約機関が行い得ることは，国内での手続が公正に行われ，かつ6条に規定された条件に適合しているかを審査することのみである[218]。

環境問題に関して条約機関に申立を行う個人は，他の実体的権利とともに，あるいは単独で6条違反の申立を行ってきており，6条違反が認定された事例は他の規定に比較して極めて多い。そして重要なことは，第2章と第3章で検討した側面，つまり環境被害によって人権を侵害される場合，環境保護政策によって人権を制限される場合の双方において等しく6条が適用されうるという点である。これは前述のように，6条が手続的側面しか扱わず，個人が被った被害の性質になんらコミットしないことからの当然の帰結である。前者の例としては，例えばZander v. Sweden事件では，当局が申立人の飲料水の汚染防止のための予防措置を要求することなく近接する産業廃棄物処理業者に操業許可を出した決定に対し，申立人

が裁判に訴えることができなかったことにつき，裁判所は6条違反を認定した[219]。後者の例としては，前述したFredin v. Sweden事件，Matos e Silva Lda.事件などが挙げられる[220]。これらの事例では，主に裁判所へのアクセスの拒否，またその裁判所が「独立かつ公平な」のものか[221]，あるいは「合理的な期間内」に行われたか[222]，が争われている[223]。

しかし，6条が裁判へのアクセスに関して万能であるわけではなく，いくつかの限界が存在する[224]。その中で環境問題に関する事例で実際に問題となったものの一つに民事上の「権利（あるいは義務）」[225]の存在自体に関わるものがある。つまり，もともと民事上の権利が存在しなければ6条は適用できないという問題である。この問題は前述のPowell and Rayner事件で示された。英国法のもとでは基本的に，ニューサンスにおける訴訟原因を有すると考えるすべての個人に対して国内裁判所へのアクセスが利用可能である。しかし，民間航空法は一定の状況における航空機の飛行に関連したニューサンスの賠償責任を排除していた。この結果として申立人は，英国法のもとで航空機の騒音にさらされたことに対する救済を得る実質的権利を有すると主張することができなかった。裁判所は，このような国内法規定によって，6条1項の適用を引き出すような国内法上認められた民事上の権利はもともと存在しなかったとし，そして裁判へのアクセスを制限する民間航空法の適用について争いがあるならそれを決するのは国内裁判所であるとして，6条の適用可能性を否定したのである[226]。

このような限界が存在するにしても，6条の重要性は大きいと思われる。なぜなら，人権条約上の実体的権利によってはカバーされない個人の利益が，国内における法律によって保護されている場合があるからである。特に国内環境法や行政法によって個人の権利が保障されているならば，その権利が国内裁判所において保護されることを6条は手続的に保障するのである。また，「民事上の権利または義務」の決定には，問題となるのが法的問題に限られず事実の問題も審理の対象となる[227]。これらは，問題の個人の利益が「人権」として保護されていなくとも国内裁判所による審査を義務づけるという意味で，環境問題に対する司法審査の範囲を手続的にではあるが広げていると言えよう。

第2節　効果的な救済を受ける権利（13条）

環境被害や環境政策によって個人が何らかの被害を受けた場合，国内においてその効果的保障を受けるために13条を援用しうるか。13条は世界人権宣言[228]とは異なり，「この条約に定められる権利及び自由を侵害されたもの」のみが救済を受けうるという点で，限定されている。ただし，「国の機関の前において」という文言が示すように，裁判所だけでなくそれ以外の国家機関を含む点でより厚い保障を目指している。

しかし13条で生じる「厄介な」[229]問題は前者の点に関わる。13条の「自律性」の問題，つまり他の条約上の権利規定の違反を前提にせずとも適用できるのかという問題は，Klass事件[230]以来，判例法においても学説においても肯定的に認められてきた[231]。つまり「13条は，自らの条約上の権利および自由が侵害されたと主張する（claims）者には誰でも，国内機関における実効的な救済手段を保障するものと解釈されなくてはならない」[232]のである。しかし，どのような主張（claim）でもよいわけではなく，判例法はその主張が「弁論可能」[233]なものであることが必要であるとしてきた。この「弁論可能性」基準はまったく明確ではなく，正確な限界づけは困難であるとされるが[234]，根拠のない無理な主張を除外する機能を果たすとして適切な方法であるという一定の評価がされている[235]。いずれにしても，他の規定の侵害に関するある程度の説得力ある議論が不可欠であり，その意味で他の権利侵害の程度に依存する。他方，主要な申立が別の規定に関する効果的な救済の欠如そのものである場合には，13条の問題をそれとは別に判断する必要はないとされてきた[236]。さらに，救済手段の主題となっている請求

が6条の「民事上の権利」である場合，必ずしも裁判形式の救済手段に限られず6条の諸要件よりも厳格ではない13条は，6条の判断に吸収され，13条の適用の余地はないとされてきている[237]。それゆえ6条1項が適用されながら違反が認定されなかった場合，13条違反の余地はないとして簡単に退けられるのである[238]。

しかし，13条の解釈につき最近注目すべき展開が見られる。小畑郁は，有名なSoering事件を素材に，13条が単に個人に救済が与えられることだけでなく，他の「条約上の権利」の侵害の主張を国内機関が審査できなければならず，「条約上の権利」が国内手続において援用できることをも要求していることの重要性を強調する。つまり，「国内法の状態を条約基準に適合するように調整する，より一般的で法規範的メカニズムが，13条によって提供された」とするのである[239]。そしてこのことの重要性は前述のHatton事件において触れた。つまり，他の人権規定の申立が十分「弁論可能」であることが示され（Hatton事件では8条がこれに当たる），その条約違反の可能性が微妙であり，かつ国家に与えられた評価の余地により裁判所が正面から判断を下すことを差し控える場合，そのような問題を国内において解決することを人権条約上の義務として間接的ながらも[240]保障するという可能性が示された。このことは，国際法と国内法の関係に関する規範的重要性もさることながら，環境被害の文脈においても非常に重要な意味と可能性を持っている。

ただし，人権裁判所がなんらかの形で13条違反の認定を行ったのは，1995年までにそれが問題となった69の事件のうちわずかに4件であるという事実[241]からすると，その規範的重要性が指摘されながらも，それはいまだ潜在的なものに止まっていると言えよう[242]。

第3節　小括

以上のように，手続的権利も間接的ではありながら環境問題に対応できることが明らかになった。6条に関しては，環境被害によって人権を侵害される場合，環境保護政策によって人権を制限される場合の双方において，人権条約上の実体的権利によって保護されなくとも国内裁判所に訴えることを可能にする。しかし，6条が適用可能となるためにはその前提として，国内法上の何らかの権利が存在しなければならないことも明らかになった。このことは，同様の規定を有する1998年オーフス条約においても問題になると思われる[243]。13条に関しては，他の条約上の権利が国内手続において援用できることを可能にするという意味で，一般的政策的問題において裁判所が直接判断を下せない場合にそれを国内において解決することを可能にする機能を有すると思われる。

第5章　人権アプローチの限界

前章までは，人権条約上の規定が環境被害や環境保護政策によってどのような影響を受け，あるいはそれらに対してどのような機能を有するのかを見てきた。そしてそこでは，条約上の規定が適用可能であるという判断のもとで，様々な制限要件との兼ね合いの中でどこまでその人権が保護されるのかということが考察されてきた。本章で問題とするのは，人権条約上の規定が適用できない，つまり条約上「人権」の問題ではないとされた事例の考察である。これらは，前章まで見てきた限界と根本的に異なる限界を示唆しているのだろうか。

第1節　「被害者」の要件

特定の環境被害を人権論として構成できるとしたとしても，それが侵害されたと主張する場合にはその人権侵害の「被害者」であることを立証しなければならない。ところが，環境問題という特殊な領域においてその立証が容易でない場合がある。そのことを示す事例を次に検討する。

(1) Noël Narvii Tauira and Eighteen Others v. France (1995)[244]

1995年6月に，フランスは南太平洋ムルロア環礁およびファンガタウファ環礁における地下核実

験の再開を決定した。その後フランスは，1995年9月から1996年1月にかけて計6回の核実験を行った。それに対して，フランスの南太平洋上の海外領土ポリネシアに住む申立人が，核実験の再開決定及びその後の実験行為[245]が，条約2条，3条，8条，13条，14条，第1議定書1条の侵害を構成するとして，1995年8月9日に人権委員会に申し立てた[246]。

フランス政府は，条約25条（現34条）を援用し，申立人は「被害者」ではないと主張した。それに対して委員会は，まず「被害者」概念の一般的見解を述べる。判例法によれば，「被害者」の概念は国内法上の概念とは別個に解釈されなければならない。申立人が条約違反の被害者であると主張し得るためには，申立人と訴える違反の結果として被ったと考える損失との間に，「十分に直接的な連関（sufficiently direct link）」が必要である。条約は民衆訴訟（action popularis）を定めておらず，締約国の作為あるいは不作為の結果，申立人自らが条約違反の直接あるいは間接的な被害者であると主張しうるという条件を，個人の訴権行使の条件として課しているのである。このことは，「被害者」および「違反」という文言からも，「個人の訴権の行使は，条約の潜在的違反（potential violation）を防止（prevent）するために利用されてはならない」ことを示しているとする[247]。

しかし，「にもかかわらず，申立人が将来の違反の危険により条約違反の被害者であると主張することができる，非常に例外的な場合が存在する」とする。例として委員会は，判例法で示されてきたように，まだ申立人に対して個人的に適用されてはいないが，特別な状況において申立人の生命に直接影響を与えうるような立法，またSoering事件のように，まだ行われてはいないが，行われれば非人道的あるいは品位を傷つける取扱いを受けるという一応の（prima facie）危険があることを証明できる場合の犯罪人引渡し，国外追放を挙げた。そして，その場合に被害者であると主張しうるためには，「申立人個人に影響を与える侵害が生じる可能性を，合理的かつ確信の持てる程度の証拠で示さなければならない」のである。つまり，「単なる疑念や推測（mere suspicion or conjecture）では不十分なのである」[248]。

「被害者」に関するこのような基準をもとに，委員会は本件の事実を検討する。申立人によれば，核実験再開決定が，その結果として引き起こす恐れのある影響により条約上の権利の侵害を生じさせるとする。また，申立人は過去に行われた実験による継続的侵害の被害者でもあり，今回の実験が終了した後ですら放射能の漏出の危険性が残るため，被害者であり続けると主張する[249]。

委員会は，申立人により提出された条約違反を裏付ける科学報告書や論文に関しては，紛争当事者だけでなく，専門家の間でも多くの点で論争があるため，その有効性を判断することは委員会の任務ではないとした。また，フランスの核実験の妥当性あるいは必要性を判断することも委員会の任務ではないとする。「唯一の任務は，事実に照らして，この再開決定措置が申立人の条約上の権利の1つを侵害していると考えられるかどうかを検討することである」[250]。

その上で，民生用あるいは軍事用に限らず，核の使用に固有の危険性を援用するだけでは，条約違反の被害者であると主張するには十分ではないとする。なぜなら，「人間活動の多くは危険性を伴うものだからである」。そしてSoering事件を引用して，政府が適切な予防措置をとらないことにより違反が生じるであろうと見なされる程度の損害発生の可能性を詳細に主張しなければならないとするのである[251]。

委員会は，核実験は地下で行うようになって以来放射能汚染の危険性はかなり低いレベルになってきたこと，申立人の主張する侵害の原因が本核実験であることを示す証拠もないこと，また申立人が実験場から1000キロ以上も離れて生活していること，また申立人の食べる魚介類が食物連鎖によって放射能に汚染される危険性も証明されないことを強調する。そして，申立人が条約違反の被害者であることを一応でも（prima facie）結論することすらできないと言う。なぜなら，事件再

開決定が申立人に直接影響を与えるというのは潜在的結果でしかないからだとする[252]。よって，委員会は申立人が条約違反の被害者であるとみなしえないため，すべての条約違反の訴えを非許容と判断した[253]。

・考察

本件では，申立人が条約違反の「被害者」[254]であるかどうかが主題であった。本事件は，他の環境被害に関する事件と異なり，申立人の側に何の症状や状況変化が現れておらず，かつ一般的環境の物理的変化も証明されていない中での申立である点が特徴的である。前述の L.C.B. 事件も過去の英国による核実験の放射能汚染が問題となったが，それらの場合には既に申立人が健康悪化を自覚しており，その健康状態と核実験の関連性が問題だったのである。他方で，申立人が原因とみなす核実験行為自体は既に行われているという点で，次に検討する Balmer-Schafroth 事件とも異なる。

この場合に，将来的に発生する危険性（risk）の証明が鍵を握ることになる。この危険性が証明されれば，一応の被害者とみなすことができると委員会は考えている。しかし，申立人が提出した科学報告書は，専門家の間での議論があるためその真偽を判断できないとして，証拠としての重要性を否定した。また，地下核実験の相対的安全性，実験場から 1000 キロも離れていることから，一応でも被害者と判断することができないとするのである。

委員会は，被害者と考えられるためには，申立人と考えられる損害の間に十分に直接的な連関（sufficiently direct link）が必要で，条約の潜在的違反（potential violation）を防止するような申立はこれにあたらないという原則を示し，その例外を挙げる。この例外については，判決で引用された Soering 事件[255]を始め，様々なものが判例法上認められ「被害者」の解釈が拡大されてきている[256]。例えば，通っている学校に体罰の制度が存在するとか[257]，同性愛を禁じる法律の存在[258]などが被害者のテストをパスしている。これらの事例では，「損害」の発生は必要な要素とは考えられず[259]，「直接的影響」[260]をうける「危険」[261]があれば，被害者であると認定されてきた。これらの事例で問題にされたのは抽象的な法律自体や行政措置である。本事件で問題となったものの１つは大統領の実験再開決定であり，その意味で違いはない。しかし，本件においてはそのような「影響」をうける「危険」性は証明されないのである。また仮にそのような危険性があったとしても，Soering 事件判決の類推からフランス政府が適切な措置をとらなかったことにより違反が生じるであろうという蓋然性もないのである。このような状況では，被害者概念の発展的解釈によってもおそらくカバーされず，民衆訴訟を排除する委員会の立場は正しかったという結論になろう[262]。

本件では，申立人の居住地は実験場から 1000 キロも離れていたこともこの危険性の否認の要素となった。ではもし，実験場の近くの住民ならばどうなっていただろうか。ここでも，おそらく何らかの健康症状や環境的変化などがなければ非許容となる可能性が高いだろう。しかし，本件で申立人は過去の核実験ですでに「環境被害」が生じていると主張していた。にも関わらず，それに関する医学的・科学的資料を提出しなかった。彼らが提出したのは将来的損害に関する証拠のみであったのである[263]。仮に前者の資料が提出され，その中で何らかの健康被害や環境的変化が証明されれば，少なくとも「被害者」であることは認められ，本案審理に進めたのではないだろうか。

いずれにしても，このように危険性に関する証拠がない場合，個人申立においては条約違反は問えないことは明らかになった。確かに，このような申立が「被害者」要件により却下されたのは個人申立制度ゆえの困難性に起因するものであり，環境破壊行為による人権侵害を防止する国家の義務自体がなくなったことを意味するわけではない[264]。しかし，放射能汚染は「見えない損害」を引き起こしうるとしても，その危険性すら証明できない場合は，フランスの核実験行為は少なくとも申立て時点においては「人権条約上合法」だっ

たと言わざるを得ない。それ以上の環境保護，つまり被害の予測が不可能なものをも規制しようとするならば，ここが人権アプローチ一般の限界であり，それは環境法学が扱うべき領域だと言える。

第2節　予防的アプローチの可能性

Tauira事件は，核実験という行為が行われたにも関わらず，その影響が証明されなかった事例である。それに対して，次に検討するBalmer-Schafroth事件は，環境に危険だと思われる行為が何ら行われていない状態，つまり仮定的な危険性しか存在しない状態を問題にする。

(1) Balmer-Schafroth and others v. Switzerland (1997)[265]

申立人らは，スイスのベルン州にある原子力発電所から半径5キロ以内の村々に住んでいた。この村々は第一閉じこめ地域（containment zone no.1）に位置していた。1990年に，原子力発電所を所有する会社は，スイス連邦政府に対して無期限の操業許可の延長と10%の生産増加の許可を申請した。申請は官報にて公表され，この決定によって影響をうけ，かつ1968年の連邦行政事件訴訟法の意味において決定の無効または変更に対して「保護に値する利益」を有する者に対して，異議を申し立てるよう促す注意書きが添付されていた。28000以上の苦情が送付されたが，そのうちの21000がドイツやオーストリアからのものであった。

1991年3月，申立人らは許可の交付に対する異議を申立て，連邦政府に対して操業許可の延長の取消しと原子力発電所の即時かつ永久的な閉鎖を要求した。申立人らは，この原子力発電所は深刻で回復不可能な構造上の欠陥をもつゆえに現行の安全基準を満たしておらず，事故発生の危険性は通常よりも高いと主張した。また申立人らは，政府機関に対してさらなる情報を収集し，一定の暫定的措置をとるよう要求した。

連邦の運輸通信エネルギー省は申立人らの暫定措置と追加的情報の収集の要求を拒否した。また連邦政府も，申立人らの異議申立を受理可能としながらも根拠不十分として却下した。そして様々な安全措置をとることを条件に，2002年12月31日までの操業許可を運営会社に与え，10%の生産増加も許可した。これに対し申立人らは，6条1項の意味における「裁判所」へのアクセスが認められず，また連邦政府によって行われた手続は公正とは言えないと主張し，条約違反の申立を行った。

この事件の中心問題は6条の適用可能性である[266]。裁判所はまず6条1項の適用可能性に関する判例法上の基準を確認する[267]。それによれば，6条1項を民事事件に適用するためには，国内法において認められているということが少なくとも弁論可能な理由をもって主張しうるような「権利」をめぐる「紛争」が存在しなければならない。またその紛争が「真正かつ重大（genuine and serious）」なものでなければならず，権利の存在だけでなくその範囲や行使の形態にも関係しうることが必要である。さらに，その訴訟の結果が問題の権利にとって「直接的に決定的（directly decisive）」でなければならない。単に希薄な関連（tenuous connections）であったり，間接的な結果（remote consequences）しかもたらさない場合には，6条1項を適用するのに十分ではないとする[268]。

そして，申立人らが連邦政府への申立において実質的に依拠した権利とは，原子力の使用によって伴う危険から申立人らの身体的健全性が十分に保護される権利であり，この権利はスイス法において認められているものであることを確認した[269]。

また，問題になっているのはこの権利の法的性質ではなく，高度な技術的問題であって，この権利は「真正かつ重大な紛争」の対象にはなっていないという政府の主張に対して，裁判所は，技術的ではあっても申立人らが反対した操業許可の法律適合性について審査した点で連邦政府の決定は司法的行為と言えるのであり，また連邦政府は申立人らの異議申立を受理可能と宣言したことからも，真正かつ重大な紛争があったことは疑いない

とした[270]。

しかし，最後に裁判所は，連邦政府による審査手続きの結果が申立人らの権利にとって「直接的に決定的」であったかが問われなければならないとする。そして申立人らは，原子力発電所の稼働状況と彼らの権利の間に直接的関係（direct link）があることを証明できなかったとした。なぜなら，当該原子力発電所の操業が，重大（serious）であるだけでなく特別で差し迫った（special and imminent）危険に申立人ら自身を直接に（personally）さらしているということを証明できなかったからである。そのような証明がなければ，連邦政府がとり得た措置が申立人らに与える影響というのは仮定的にすぎない。つまり結局，連邦政府の審査手続きは申立人らの権利にとって「直接的に決定的」であったとはいえないのである。最終的に裁判所は，連邦政府の決定と申立人らが主張する権利の関係はあまりに希薄かつ間接的であり（too tenuous and remote），よってこの事件においては6条は適用できないとした[271]。

・考察

本判決は6条の「適用可能性」が問題であった。そして，適用可能となるための3つの条件，すなわち，「紛争」の存在，その紛争が「真正かつ重大」であること，そして訴訟結果が個人の権利にとって「直接的に決定的（directly decisive）」であることのうち，最後の要件で適用可能性を否定されたわけである。スイス民法上申立人に認められていた権利は原子力の使用によって伴う危険から申立人らの身体的健全性が十分に保護される権利であり，「危険」を問題にしている点で条約上の人権規定よりも環境リスクに対する保護の度合いが高い権利と言える。この場合条約上の実体的権利に訴えるよりも，より適切な国内法上の権利の保護を6条を通して確保するというように議論を組み立てるのは自然なことである。この点が手続的権利たる6条の長所であったことは前に述べた。しかし，それにも関わらず適用可能性を否定された。つまり，申立人が原子力発電所の危険から守られるという国内法上の権利を保持しているにも関わらず，仮にスイス国内裁判所において当該原子力発電所の危険性が極めて高いゆえに操業許可を取り消す，あるいは操業自体を停止させる命令がなされたとしても，その申立人の権利が「保護」されたとは言えないということなのである。また逆に，国内裁判所が許可延長を合法と判断したとしても，申立人の権利が「侵害」されたとも言えないのである。なぜなら，原子力発電所の稼働と申立人の権利の間に直接的関係（direct link）が必要だからであり，つまり特別で差し迫った（special and imminent）危険に申立人が直接に（personally）さらされていることの証明が必要だからである。

ここで反対意見が重要な問題を提起する。20人中8人の裁判官が反対票を入れたが，反対意見は主に2つの点を強調した。第1は，適用可能性判断においてそのような厳格な直接的関係性は必要ないというものだった。Klass 事件[272]における13条の適用可能性判断を引用して，6条が適用可能となるためには，申立人は最初から危険が存在していることやどんな結果が起こるのかを証明する必要はなく，ただ紛争が真正かつ重大なもので，危険や損害の見込み（likelihood）があれば十分であるとするのである[273]。しかし Craven が指摘するように，Klass 事件の13条における基準をそのまま6条に当てはめることは正しくない[274]。

重要なのは第2点目である。反対意見は次のように言う。「多数派は，環境に関する欧州連合や欧州審議会の文書，リオ宣言，ユネスコ文書，予防原則（precautionary principle）や共有財産保護の原則の発展などにみられるような，人類と共同遺産の保護に向けた国際組織や国際法の全体的傾向を無視しているように思われる。」[275] そして，「予防原則を強化し，政府の不正に対して個人を保護する司法的救済を拡充するすることによって，この分野における個人の保護を進展させるような判決を人権裁判所はとるべきであったと思う」[276]と述べるのである。ここで「予防原則」[277]に言及していることは興味深い。つまり，予防原則という国際法上発展してきた原則を解釈に読み込むこと

によって，危険性が必ずしも証明されない「危険」に関しても条約の保護範囲内とすべきだとするのである。しかし，そのような「読み込み」が果たして可能なのだろうか。確かに裁判所は，過去に条約の解釈の正当化のために他の条約規定に言及してきた[278]。しかしそれらは非常に例外的であり，しかもしばしば人権条約の「制限的解釈」を正当化する手段としてのみ用いてきた[279]。それに対して，反対意見と同様に本判決を批判するSandsは，ウィーン条約法条約第31条1項(c)の規定によって「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」が条約の解釈における考慮要因になりうることに注目し，予防原則が国際慣習法であることを前提に，慣習法をも含むであろう31条1項(c)の援用によって予防原則を条約の解釈の中に「読み込む」ことが可能ではないかという興味深い提案を行っている[280]。しかし，予防原則が慣習法になったかについては未だ判断が分かれるところであり[281]，少なくともその意味する内容も含めて慣習法化したとすることはできないように思われる。よってSandsのような立論は現時点では不可能であろう。

また，仮に予防原則などの国際環境法の要素が導入されたとしても，それは6条の適用可能性に対しては決定的ではないように思われる。なぜなら，問題は原子力発電所の稼働が環境に対して推定的な影響を与えるかどうかではなく，それが個人の民事上の権利義務（つまり健康や福利）に「直接的に決定的」であるかどうかだからである。危険性が予見されえないものを予防原則の観点から「危険なもの」と見なし，国家に対する行為規範を設定することはできても，「直接的に決定的」であるかどうかの判断には影響はない[282]。国際環境法がこの場面で妥当するためには，例えば原子力発電所の運転許可申請に対して司法審査が要求されるとする規範の設定などが必要になるだろう。そのような場合には6条の適用可能性についてその規範を考慮することができる[283]。しかしそれは，必然的に環境法の発展に依存する結果となる[284]。

例えばもし，問題の原子力発電所が過去に事故を起こしているといった要素があれば，その危険性の認識から6条が適用可能と判断される可能性はある。しかし，その場合でも非常に限られた範囲の司法審査しか要求できず[285]，まして危険性がまったく認識されない場合には前述のようにやはり6条は適用できないと考えるべきであろう。このことは，潜在的に環境に悪影響を与える恐れのある活動に関して司法審査が排除されるべきであることを意味するのではなく，単に欧州人権条約がそのような規制を必ずしも保障していないことを意味するに過ぎない。そして少なくとも欧州人権条約においては，この点にも人権アプローチの限界が認められるのである。

この事件のあと，スイス国内の別の原子力発電所の許可延長に関して同様の申立がなされているが，裁判所はBalmer-Schafroth事件とまったく同じ論理のもとで6条の適用可能性を否定した[286]。また，Balmer-Schafroth事件の申立人のうちの数人が，同事件で問題になった原子力発電所の更なる運転許可延長の決定に対して新たな専門的意見をもって同様の申立を行ったが，これもBalmer-Schafroth事件の状況と区別できないとして非許容と判断されている[287]。よって本件でなされた判断が判例法という形で確立してしまう可能性がある[288]。

第3節　小括

本章では，欧州人権条約が環境問題を扱う際の限界がどこにあるのかを考察した。まず，危険性が具体的に推定できない事案に関しては，本案審理の前に「被害者」要件によって申立が拒否され，実体的権利によっては保護されえないことが示された。これは，環境被害のリスクから人権条約上保護されるためには，やはり何らかの具体的危険性が一応は推定されなければならないことを示していると言えよう。さらに，そのような実体的権利ではなく，危険性をも保護する国内法上の権利が存在しており，それを6条によって国内裁判所で審理することを確保するという場合においてさ

えも，やはり具体的危険性がある程度証明されなければならず，国際環境法上の原則，たとえば予防原則などを採用したとしても，その判断に変化が生じる可能性は極めて小さいことも明らかになった。

まとめるならば，具体的危険性がある程度，または一応でも推定できなければ，個人はその危険性について人権条約上保護され得ないのである。この点は明確に，人権アプローチの限界を示している。

おわりに

前章までの欧州人権条約の実行の分析の結果，人権法の「環境問題」に対する多様な機能が明らかになった。以下，簡単にまとめてみたい。

まず第2章において，環境被害が人権侵害をもたらすような事態を防ぐ積極的義務が国家に条約上存在することが明らかになった。そして，それが行為規範として機能することが示された。確かに人権条約上の義務である以上，人権侵害を引き起こす限りでの環境汚染の防止義務ではあろうが，間接的にではあれ，やはり環境保護に資する機能を持っているのである。Lopez Ostra 事件や Guerra 事件を引用し，極端な場合にしか条約違反とはならないとして条約機関の態度を批判する主張がある[289]。しかし，それが極端かどうかはともかく，個人が重大な被害を受けないことを保障するのが人権条約の一義的な存在理由だとすれば，そのような極端な人権侵害の事態を条約違反と認定できることを示したことの意義は少しも弱まらないのである。チェルノブイリ原発事故において，国家による異議申し立てが行われなかったことは既に触れたが，もし人権条約が機能すれば，そのような事態を国家が放置することは人権条約違反となり法的責任が課されるのは明白であるように思われる。そしてそのような法的責任をきっかけとして，将来的な事故の回避が図られるという見通しも十分あり得ると考えられる。その意味で，人権法のこの側面における機能の意義は非常に大きいと考える。

また第3章においては，環境保護措置が公正に行われることを義務づける機能を人権条約が有していることが明らかにされた。つまり，個人に過度の負担を強いる形の環境保護政策は，いくら目的が正当であってもやはり人権条約上違法なのである。これは，人権アプローチの分析においては従来ほとんど注意されなかった点である。従来のほとんどの見解が「環境保護の目的は，人権の制限を可能にする」という主張に終始してきたことはすでに述べた。実際には，条約機関はそのような判断を行っていなかったのである。このことの規範的意味は，環境条約の公正性という文脈で重要であると考える。Louka は，国際的な生物多様性の管理制度によって様々な人権侵害が発生しているという注目すべき見解を発表している[290]。例えば，生物多様性の保存のための国家による強制的な住民の締め出しによって，それらの人々の生活が破壊され，犯罪に走り，そこで拷問等を受けるといった具合である。そして，闇市場の横行などにより結局資源管理が成功しなかった例が多数報告されているという。Louka は，基本的な人権の尊重が生物多様性政策の中心に据えられるべきであると結論づけている[291]。多くの国際環境法学者は，基本的に環境保護の価値が「善」であることを前提に，条約の履行確保の促進を強調する。しかし，そのような条約の遵守がもたらす功罪についてほとんど批判的分析はなされていないように思われる[292]。人権法はこの意味で，環境法学に対する批判的視座を提供すると考える[293]。

第4章では手続的人権の機能が示された。そしてそれが，環境破壊行為によって被害を受ける場合にも，環境保護政策によって損害を被る場合にも，等しく機能することが示された。多くの論者は，手続的人権の保障をさらなる環境保護を促進するものとして重視している。例えば，1998年オーフス条約の適用に関して，ほとんどの論者が前者に関連する重要性とその可能性を強調する。しかし，後者の面でも機能することはほとんど触れられていない。オーフス条約は，そこで認めら

れる手続的権利が少なくとも理論的には後者の場合にも機能する可能性を排除していないと思われる。第3章の結論と関連して，このような手続的権利もバランスよく理解することが重要であろう。

最後に第5章では，主に「環境保護」に対する人権アプローチの限界を探ってみた。そして，被害の予見可能性がない場合には人権条約は機能せず，また現時点では国際法上の予防原則などの導入による新たな解釈も困難であることが示された。このような裁判所の態度に対して環境法学者が批判を向けていることは既に述べた[294]。しかし，そのような批判は正当であろうか。人権法に過度の期待をかけ，それがかなわないとして人権アプローチを批判することは，他に持っている人権法の重要な機能を見過ごしてしまうことにならないか。そもそも人権法ですべてを解決しようという態度は間違っているように思われる[295]。現代の世界は「人権」の論理だけで動いていないのと同様[296]，「環境」の論理だけで動いてはいないのである[297]。それぞれの問題解決に適したシステムを利用することが，それぞれのシステムの重要な機能を損じてしまわないためにも重要であると思われる。

このような豊富な人権法の機能と限界が示された中で，「環境に対する権利」を承認したり，環境保護に「役立つ」手続的権利を過度に強調することは，逆に人権法が持っている重要な機能を見落とし，さらには無視する結果につながる危険性がある。この危険性に警鐘を鳴らすことが，本論文の意図であった。

本論文は，欧州人権条約の実行からそのような視点を敢えて抽出した。しかし，本論文の結論から直ちに環境問題に対する国際人権条約の機能の一般論を引き出すこともできなければ，「人権と環境」論に関する一般論を導くこともできない。ただその一部に過ぎない[298]。よって，他の国際人権条約の実行や，人権条約の「環境被害の越境性」に対する適用可能性の問題[299]，ならびにオーフス条約等の環境条約における人権法の機能，さらには人権条約，環境条約と国内法制との関係性等を包括的に分析することが必要であるが，それは今後の課題としたい。

1　人間環境宣言前文1，第1，2原則，また，藤田久一『国際法講義II　人権・平和』（東京大学出版会，1994年）186頁参照。

2　世界自然憲章前文，また生物多様性条約前文参照。なお，後者においては生物多様性自体の内在的価値と，人間にとっての価値が並記されている。

3　世界自然憲章前文参照。

4　高村ゆかり「持続可能な発展（SD）をめぐる法的問題」『ジュリスト増刊：環境問題の行方』（有斐閣，1999年）参照。またLoweは，「持続可能な発展」概念を一次規範の重複・対立を調整し修正する「隙間を埋める規範（interstitial norms）」と捉える。Lowe, "Sustainable Development and Unsustainable Arguments", in Boyle and Freestone (eds.), *International Law and Sustainable Development*, (Oxford, 1999), pp.19-37.

5　Gillespie, *International Environmental Law, Policy and Ethics*, (Oxford, 1997)は，現在の国際環境法ないし政策の基礎は人間中心主義であり，それが効果的な環境保護の足かせになっていると批判して，非人間中心主義的なオールタナティブ(内在的価値や土地倫理など)を提案している。

6　村瀬信也「国際環境法――国際経済法からの視点――」『ジュリスト』第1000号（1992年）360-365頁（同『国際立法』（東信堂，2002年）365-378頁所収）参照。

7　多くの論者がこのリンクの問題を「環境と人権」という標題のもとに論じている。いわゆる「環境権」や「環境に対する権利」の議論は，この「環境と人権」論のひとつの側面にすぎないと筆者は考えている。

8　European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedom,

adopted on 4 November 1950, (Council of Europe, *European Treaty Series*, No.5, 1972, p, 1.)

9 Nanda, *International Environmental Law and Policy*, (Transnational Publisher, 1995), p.62.; Kiss and Shelton, *International Environmental Law*, 2nd ed., (Transnational Publisher, 2000), p.141. また，1970 年前後までの「環境と人権」論を分析したものとして，Gormley, *Human Rights and Environment; The Need for International Co-operation*, (1976) 参照。

10 Kiss and Shelton, *International Environmental Law*, 1st ed., (Transnational Publisher, 1991) p.22 参照。

11 人間環境宣言については，佐伯富樹「人間環境宣言における個人の『環境権』」『慶応大学法学研究』第 56 巻 7 号，40-66 頁；佐藤文夫「国際人権としての環境権についての若干の考察」『環境法研究』第 10 号 (1978 年) 160-8 頁参照。また起草過程については，Sohn, "The Stockholm Declaration on the Human Environment", *Harvard International Law Journal*, vol.14 (1973), pp.423-515, esp., pp.451-455. 参照。

12 ストックホルム会議の結果に関する討議で，国連総会は，原則 1 が国際法を反映しているとは見なさなかった。それと対照的に，原則 21，22 は国際法の基本原則であると評価された。Handl, "Human Rights and Protection of the Environment", in Eide, Krause, Rosas (eds.), *Economic, Social and Cultural Rights*, 2nd ed., (Nijhoff Publishers, 2001), pp.303-328, esp., p.307.

13 アフリカ人権憲章 24 条については，Churchill, "Environmental Rights in Existing Human Rights Treaties", in Boyle and Anderson, *Human Rights Approaches to Environmental Protection*, (Oxford, 1996), pp.104-7. 参照。またアフリカ人権憲章一般については，松本祥志「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義」『札幌学院法学』第 3 巻 2 号 (1986 年) 参照。

14 サンサルバドル議定書 11 条については，Churchill, op.cit., pp.99-100.

15 児童の権利に関する条約 24 条，29 条については，Churchill, op.cit., pp.103-4.; Fijalkowaki and Fitzmaurice (eds.), *The Right of the Child to a Clean Environment*, (Ashgate, 2000).; Fitzmaurice, "The Right of the Child to a Clean Environment", *Southern Illinois University Law Journal*, vol.23 (1999) pp.611-656. を参照。

16 国際人権規約 A 規約(社会権規約)，欧州社会憲章，ILO 条約に関しては，Churchill, op.cit., pp.98-104. 特に健康に対する権利と環境問題の関係につき，Dupuy (ed.), *The Right to Health as a Human Rights*, (1979). 参照。

17 A/RES/45/94, adopted on 14 December 1990.

18 他にも，Hague Declaration on the Environment, adopted on 11 March 1989. (*International Legal Materials*, vol.28, 1989, p.1308.)

19 例えば，Pallemaerts, "International Environmental Law from Stockholm to Rio: Back to the Future?", in Sands(ed.), *Greening International Law*, (Earthscan, 1993), pp.1-19.

20 Shaw, *International Law*, 4th ed., (Cambridge UP, 1997), p.588. リオ会議の準備会合においては「環境に対する権利」を宣言に入れる提案がなされていた。Munro and Lammers (ed.), *Environmental Protection and Sustainable Development*, (Nijhoff, 1986), pp.38-42.

21 人権小委員会の活動については，Eide, "The Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities", in Alston (ed.), *The United Nations and Human Rights: A Critical Appraisal*, (Oxford, 1992), pp.211-264. 参照。

22 Aguilar と Popovic はこの研究を「『人権と環境』の分野における驚くべき進歩」だとして

賞賛する。Aguilar and Popovic, "Lawmaking in the United Nations: The UN Study on Human Rights and the Environment, *Review of European Community and International Environmental Law*（以下，*RECIEL* と表記）vol.3 (1995), pp.195-205.

23 Final Report prepared by Mrs. Fatma Zohra Ksentini, E/CN.4/Sub.2/1994/9., adopted on 6 July 1994.

24 "Draft Principles on Human Rights and the Environment" (reprinted in Boyle and Anderson, *Human Rights Approaches to Environmental Protection*, Oxford, 1996, pp.65-9.)

25 Shaw, op.cit., p.589.

26 Fitzmairice は，パッケージとして扱うことで国家による政治的反対を和らげるとして好意的である一方，Boyle はこれを「単なる既存の法の再概念化ではなく，ラディカルな拡張である」として批判する。Fitzmaurice, "The Contribution of Environmental Law to the Development of Modern International Law", in Makarczyk(ed.), *Theory of International Law at the Threshold of the 21th Century*, (Kluwer, 1996), pp.909-925, at p.913.; Boyle, "Codification of International Law Commission: Injurious Consequences Revisited", in Boyle and Freestone(eds.), *International Law and Sustainable Development*, (Oxford, 1999), pp.61-86, at.pp.70-1. また Birnie and Boyle, *International Law and the Environment*, 2nd ed., (Oxford, 2002), p.255. も参照。

27 その後，この議論は国連人権委員会に移り，継続的に審議されている。最近のものとしては，Commission on Human Rights Resolution 2003/71, "Human Rights and the Environment as part of Sustainable Development", E/CN.4/2003/L.11/Add.6.

28 例えば，EHP v, Canada, Communication No.67/1980., *Selected Decisions of the Human Rights Committee*, vol.2 (1990), p.20.（宮崎編集代表『国際人権規約先例集第2集』有信堂，1995年，55-60頁を参照）；Kitok v. Sweden, Communication No.197/1985, UN Doc. CCPR/C/33/D/197/1985.; Sara et al. v. Finland, Communication No.Communication No. 431/1990, UN Doc. CCPR/C/50/D/431/1990.; Länsman (Llmari) et al. v. Finland, Communication No.511/1992, UN Doc. CCPR/C/52/D/511/1992.; Länsman (Jouni) et al. v. Finland, Communication No.671/1995, UN Doc. CCPR/C/58/D/671/1995.（これらの事件の簡単な解説については，苑原俊明「先住民族の権利」国際法学会編『日本と国際法の100年第4巻：人権』(三省堂，2001年)，140-1頁参照。）；Anni Äärelä and Jouni Näkkäläjärvi v. Finland, Communication No.779/1997, UN Doc. CCPR/C/73/779/1997. なお，Fitzmaurice, "The Sâmi People: Current Issues Facing an Indigenous People in the Nordic Region", *Finnish Yearbook of International Law*, vol.8 (1997), pp.200-243. 参照。

29 例えば，Yanomami v. Brazil, Case No.7615 of 5 March 1985, OAS Doc. OEA/Ser.L/V/II. 66, Doc.10 rev.1.; The Case of the Mayahna Awas Tingni Community v. Nicagarua, judgement of 31 August 2001, *Inter-American Court of Human Rights Series C*, No.79.

30 Decision Regarding Communication No. 155/96 (2002), Case No.ACHPR/COMM/A044/1 (at http://www1.umn.edu/humanrts/africa/comcases/155-96.html). この判決については，Shelton, "International Decisions", *American Journal of International Law*（以下，*AJIL* と表記），vol.96 (2002), pp.937-942.; Easton, "The Nigerian Tragedy, Environmental Regulation of Transnational Corporations and the Human Rights to a Healthy Environment", *Boston University International Law Journal*, vol.15 (1997), pp.261-307. 参照のこと。

31 Sands, *Principles of International Environmental Law*, 2nd, (Cambridge UP, 2003), p. 296. 参照。また日本における環境権の議論については，淡路剛久『環境権の法理と裁判』(有斐閣，1980年)；中富公一「環境権の憲法的位置づけ」『ジュリスト増刊　憲法の争点（第3版)』(有斐閣，1999年)158-159頁。また最近の議論として，『ジュリスト』第1247号(2003年)72-94頁の対談，また畠山武道「環境権，環境と情報・参加」『法学教室』第269号（2003年）15-19頁などを参照。

32 北米環境協力協定については，Fitzmaurice, "Public Participation in the North American Agreement on Environmental Cooperation", *International and Comparative Law Quarterly*(以下，*ICLQ* と表記)，vol.52 (2003), pp.333-368.；中川淳司「貿易・投資の自由化と環境保護――北米自由貿易協定と北米環境協力協定の三年――」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所紀要)第48巻6号，(1997年)，1-58頁参照。

33 世銀の審査パネルについては，横田洋三「開発援助と環境――世界銀行における環境問題の取扱いの法的分析を中心にして――」国際法学会編『日本と国際法の100年第6巻：環境』(三省堂，2001年)212-239頁，特に229-231頁。；Gualtieri, "The Environmental Accountability of the World Bank to Non-State Actors: Insights from the Inspection Panel", *The British Year Book of International Law*（以下，*BYIL* と表記）(2001), pp.213-253. 参照。

34 オーフス条約については，Economic Commission for Europe, *The Aarhus Convention: An Implementation Guide*, (United Nations, 2000).；高村ゆかり「情報公開と市民参加による欧州の環境保護――環境に関する，情報へのアクセス，政策決定への市民参加，及び，司法へのアクセスに関する条約（オーフス条約）とその発展――」『静岡大学法政研究』第8巻1号(2003年) 1-48頁；Ebbesson, *Access to Justice in Environmental Matters in the EU*, (Kluwer, 2002) 参照。

35 Ebbesson, "The Notion of Public Participation in International Environmental Law", *Yearbook of International Environmental Law*（以下，*YBIEL* と表記)，vol.8 (1997), pp. 51-97 参照。

36 この主題に関する包括的研究書として，Boyle and Anderson, *Human Rights Approaches to Environmental Protection*, (Oxford, 1996).

37 "right to environment" の訳語である。しかし論者によっては日本語で「環境権」と呼びうるもの，つまり "environmental rights" の語を使用する。学説を概観するに，これらの使い分けに概念的差異はないように思われる。それは各論者によってその意味する内容がまったく定まっていないことに起因する。よって両者ともここで正確な定義はできない。ただどの論者の見解も，例えば「自然の権利 (nature's rights)」といったものとは区別しており，あくまで「人間」の権利として捉えているようである。

38 代表的なものとして，例えば，Alfredsson and Ovsiouk, "Human Rights and the Environment", *Nordic Journal of International Law*, vol.60 (1991), pp.19-27.; Gormley, "The Legal Obligation of the International Community to Guarantee a Pure and Decent Environment", *Georgetown International Environmental Law Review*, vol.3 (1990), p.85.; Kromarek(ed.), *Environnement et Droits de L'homme*, (UNESCO, 1987).; Popovic, "In Pursuit of Environmental Human Rights: Commentary on the Draft Declaration of Principles on Human Rights and the Environment", *Columbia Human Rights Law Review*, vol.27 (1996), p.487.; Déjeant-Pons, "The Right to Environment in Regional Human Rights System" in Mahoney and Mahoney(eds.), *Human Rights in the Twenty-first Century*, (Kluwer, 1993), pp.595-614.; Pathak, "The

Human Rights System as a Conceptual Framework for Environmental Law", in Weiss (ed.), *Environmental Change and International Law*, (UN University, 1992), pp. 205-243.; Cullet, "Definition of an Environmental Right in a Human Rights Context", *Netherlands Quarterly of Human Rights*, vol. 1 (1995), pp.25-40.

39 Anderson, "Human Rights Approaches to Environmental Protection: An Overview", in Boyle and Anderson, op.cit., note.36, p.4.

40 Ibid., p.10.; Birnie and Boyle, *International Law and the Environment*, 2nd ed., (Oxford, 2002), p.256. また規範の不明確性は，国家による当該規範の遵守の致命的障害になりうる。Franck は，規範の明確性を国家の遵守促進の重要な要素として挙げている。Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, (Oxford, 1990), pp.50-66.

41 Kiss, "An Introductory note on a Human Rights to Environment", in Weiss(ed.), op.cit., note.38, pp.199-204.; Kiss, "Concept and Possible Implications of the Right to Environment", in Mahoney and Mahoney (eds.), op. cit., note.38, pp.551-560.

42 「環境に対する権利」を「不可侵の権利」と観念する論者が多い中で，例外的に Trindade は，「環境に対する権利」を承認しながらも，そのような新しい権利の承認は他の人権を制限するものではなく促進・補完する限りで認められるべきであるとする。しかし，具体的にどのように促進・補完するのかについては何も述べておらず，民主主義の重要性を挙げて結局そこで解決されるとしてものとして，議論を曖昧に終わらせている。Trindade, "Human Rights and Environment", in Symonides(ed.), *Human Rights: New Dimensions and Challenges*, (UNESCO, 1998), pp.117-153.

43 Handl, "Human Rights and Protection of the Environment: A Mildly 'Revisionist' View", in Trindade(ed.), *Human Rights, Sustainable Development and the Environment*, 2nd ed., (San Jôse, 1995), pp.117-142.

44 例えば，Handl, "Human Rights and Protection of the Environment", in Eide, Krause, and Rosas (eds.), *Economic, Social and Cultural Rights*, 2nd ed., (Nijhoff, 2001), pp.303-328.; Peveto, "A Right to Environment in International Law: Current Status and Future Outlook", *RECIEL*, vol.8 (1999), pp.309-321.

45 Anderson, op.cit., note.39, pp.14-5.; Boyle, "The Role of International Human Rights Law in the Protection of the Environment", in Boyle and Anderson, op.cit., note.36, pp.51-3. 人間中心主義の問題は思想的，哲学的考察を必要とし，本論文の射程を超えている。しかし敢えて言えば，筆者には人間中心主義がすべて間違っているとは思われない。環境自体の保護，その背景にあるであろう人間中心主義の否定や極端な生命中心主義 (ecocentrism) が安易に唱えられる中で，逆に人間の価値あるいはそれを体現する人権の位置づけが今後ますます重要になってくると思われる。このような議論を展開するものとして，Hayward, *Ecological Thought: An Introduction*, (Polity Press, 1994) 参照。

46 これも広くは，定義・内容の問題に含まれるだろう。Anderson, op.cit., note.39, p.13. また，「文化」の問題として捉えないとしても，Handl は，環境に対する権利の内容はおそらく問題が起こる地域，例えば北か南かで異なるであろうと正しく指摘する。Handl, op.cit., note 43.

47 Ibid.

48 これに対して Henkin は，余剰性は新たな権利の否定に対する決定的理由にはならなず，他の人権を簡単に犠牲にすることなく人間の価値に役立つならそれほど害はないだろうと述べる。Henkin, *International Law: Politics and Value*, (Kluwer, 1995), p.201. これは前述の Trindade の見解に近い。Trindade, op cit.,

note.42.

49 Boyle, op.cit., note.45, pp.53-57.; Birnie and Boyle, op.cit., note.40, pp.258-9. 他に人権法からのアプローチがさらなる環境保護を促進することはないという見解として，Chinkin, "International Environmental Law in Evolution", Jewwel and Steele (eds.), *Law in Environmental Decision-Making: National, European, and International Perspective*, (Oxford, 1998), p.238.; Okowa, *State Responsibility for Transboundary Air Pollution in Internatioinal Law*, (Oxford, 2000), pp.93-96.

50 Higgins, *Problems and Process: International Law and How to Use it*, (Oxford, 1994), p.104. また「権利」と「道徳」の違いを強調するものとして，Robertson and Merrills, *Human Rights in the World*, 4th ed., (Manchester UP, 1996), pp.292-6.

51 Henkin, op. cit., note.48, p.202.

52 Alston, "Conjuring Up New Human Rights: A Proposal for Quality Control", *AJIL*, vol.78 (1984), pp.607-621. また寺谷広司『国際人権の逸脱不可能性』(有斐閣，2003年)，20-1頁参照。ただしほとんどの人権法学者は，「人権と環境」の問題を「環境に対する権利」の擁護あるいは批判という構図の中でしか論じていない。

53 Boyle と Handl は，手続的権利の重要性は否定しない。Boyle, op.cit., note.45.; Handl, op. cit., note.44.；また，Birnie and Boyle, op.cit., note.40, p.262 and 266-7. 参照。

54 Fitzmaurice, "The Contribution of Environmental Law to the Development of Modern International Law", in Makarczyk (ed.), *Theory of International Law at the Threshold of the 21th Century*, (Kluwer, 1996), pp. 909-924, at p.912.; Fitzmaurice, "International Protection of the Environment", *Recueil des Cours*, 2001, Tome 293, (2002), p.308. また同様のアプローチを示唆するものとして，Shelton, "Human Rights, Environmental Rights, and the Right to Environment", *Stanford Journal of International Law*, vol.28 (1991), pp.103-138. 参照。

55 Fitzmaurice(2002), op.cit. ただしこのアプローチをとっても，「環境に対する権利」を新たに規定するする可能性は否定されていない。Fitzmaurice(2002), op.cit., pp.308-309.; Shelton, op.cit.

56 Boyle and Anderson (ed.), *Human Rights Approaches to Environmental Protection*, (Oxford, 1996).

57 Fitzmaurice(2002), op.cit., p.324.

58 Handl, op.cit., note.44, pp.312-313. Handl はこのことを「環境に対する権利」を擁護する論者に対する批判として述べているが，それだけにとどまらず一般的に言えることのように思われる。Handl のこの批判内容を最も明示的に表明しているのが Cullet である。Cullet, op.cit., note.38, p.37.「新しい人権」に関しては，かつて途上国の人々が植民地支配からの独立，貧困からの脱出，経済発展といった切実な要求を，「人権」という言葉で表し人権の枠組みで定式化しようとしてきたのが，ほかならぬ「民族自決の権利」や「発展の権利」であった。大沼保昭『人権，国家，文明　普遍主義的人権観から文際的人権観へ』(筑摩書房，1998年)187-8頁。しかし今「環境に対する権利」を承認しようとする主張はほとんど欧米の学者から提起されている。このことをどう評価すべきかは今後の課題としたい。Mickelson は，「国際環境法学者は環境の擁護者である」として国際環境法のイデオロギー批判を行っているが，非常に例外的である。Mickelson, "South, North, International Environmental Law, and International Environmental Lawyers", *YBIEL*, vol.11 (2000), pp.52-81, at p.79.

59 冒頭から「人権アプローチ」なる用語を使用しているが，明確な定義があるわけではない。この用語を使用する小畑郁は，人権アプローチとは「内容を吟味することは留保しつつも，人

権観念の土俵の上にのる立場である」とする。そしてその目的は，「個々の局面で『人権』がどのような具体的内容をもって用いられているかを検討すること」だとしている。小畑郁「民主主義の法理論における主権・自決権と人権」『法の科学』第26号（1997年）25-39頁，特に32頁参照。本論文も基本的にこのような主張に従い，とりあえず「人権観念の土俵」の上に乗り，具体的な局面でそれがどのように機能するのかを模索する立場を「人権アプローチ」と呼んでいるに過ぎない。「人権アプローチ」なるもの，あるいは人権というものが絶対的，普遍的，万能的であることを前提とはしていない。これ自体は「人権と環境」論に対する視角の1つに過ぎない。

60　文脈は異なるが，Crawford, "Some Conclusions", Crawford (ed.), *The Rights of Peoples*, (Oxford, 1988), pp.159-175, at p.168. 参照。

61　この点は国際人権規約B規約（自由権規約）においても同様である。Peveto, "A Right to Environment in International law: Current Status and Future Outlook", *RECIEL*, vol.8 (1999), pp.309-321, p.313. 参照。また欧州人権条約の起草過程については，薬師寺公夫「ヨーロッパ人権条約準備作業の検討（上）（中）（下）」『神戸商船大学紀要第1類文科論集』第32，33，34号（1984，1985，1986年）参照。

62　Tyrer事件において裁判所は条約の解釈方法について次のように述べた。「条約は生きる文書であり，（中略）今日の状況に照らして解釈されなければならない」Tyrer v. UK, judgement of 25 April 1978, *European Court of Human Rights, Series A: Judgements and Decisions*（以下，*Series A* と表記），No.26 (1980), p.15.

63　発展的解釈については，Van Dijk and Van Hoof, *Theory and Practice of the European Convention on Human Rights*, 3rd ed., (Kluwer, 1998), pp.77-80 参照。

64　国際環境法においては「環境損害（environmental damage）」という用語が一般的に用いられ，定義が曖昧なまま流布している。その中でも定義を試みようとする者は，環境的要因に基づいて発生した有害な効果のうち，例えば「越境性（transboundary）」（Schachter）や「国際法上の保護法益を違法に侵害するもの」（山本）などを要素としてあげる。Schachter, *International law in Theory and Practice*, (Kluwer, 1991), pp.365-368.；山本草二『国際法（新版）』（有斐閣，1994年）662-3頁。本論文ではこのような定義は敢えて避け，一般的に環境的要因に基づいて発生する何らかの有害な効果を広く「環境被害」と呼び，そのような環境被害が生じる危険を一般に「リスク」あるいは「危険」として議論を進めることにする。

65　「生活妨害」を意味し，一般的には他人にとって有害，迷惑，不快，不便な行為あるいは状態を指す。例えば，ごみの堆積，工場からの煤煙など。法的には，こうした行為あるいは状態によって生じた被害，またはその被害についての法的責任を指す。田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会，1991年）595-596頁参照。

66　Feldman, "The Developing Scope of Article 8 of the European Convention on Human Rights", *European Human Rights Law Review*（以下，*EHRLR* と表記），(1997), p.265-274. ただしFeldmanは，8条の拡大は条約の東欧諸国への拡大による最低基準の低下と，2項による評価の余地の拡大を招き，人権保護の効率性を低下させるとして注意を促す。

67　Powell and Rayner v. U.K., judgement of 21 February 1990, *Series A*, No.172, (reprinted in Robb(ed.), *International Environmental Law Reports; Volume 3, Human Rights and Environment*, (Cambridge University Press, 2001)（以下 *IEL Reports* と表記），pp.137-165.).

68　Powell and Rayner v. UK, op.cit., para.40.

69　Ibid., para.41.

70　積極的義務については，小畑郁「ヨーロッパ人権条約における国家の義務の性質変化（一）（二）」『法学論叢』第119巻2号，第121巻3号

(1986, 1987年)；申惠手『人権条約上の国家の義務』(日本評論社, 1999年)；中井伊都子「ヨーロッパ人権条約における国家の義務の範囲」『国際法外交雑誌』第99巻3号（2000年）参照。

71 Powell and Rayner v. UK, op.cit., para.41.

72 中井・前掲論文，25頁。またClaphamは，このように1項の解釈に2項の制約を読み込むことは，私的関係を規律する国家の義務の限界を示すものとして重要であるとする。Clapham, *Human Rights in the Private Sphere*, (Oxford, 1992), p.216.

73 評価の余地理論一般については，Macdonald, "The Margin of Appreciation", in Macdonald et al.(eds.), *The European System for the Protection of Human Rights*, (Kluwer,1993), pp.83-124.; Yourow, *The Margin of Appreciation Doctrine in the Dynamics of European Human Rights Jurisprudence*, (Kluwer, 1996).; Mahoney, "Marvellous Richness of Diversty or Invidious Cultural Relativism?", *Human Rights Law Journal* (以下，*HRLJ* と表記) vol. 19, (1998), pp.1-6.; Ovey and White, *Jacobs & White, European Convention on Human Rights*, 3rd ed., (Oxford 2002), pp.210-215.; Van Dijk and Van Hoof, op.cit., pp.82-95.；江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における『評価の余地』理論の新たな展開」『明治大学大学院紀要』第29集（1992年）55-73頁；西方聡哉「欧州人権条約derogation条項と『評価の余地』」『神戸法学雑誌』第50巻2号（2000年）149-186頁；門田孝「欧州人権条約と『評価の余地』の理論」櫻井編集代表『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』(信山社，2002年)251-291頁を参照。また8条における評価の余地については，Ovey, "The Margin of Appreciation and Article 8 of the Convention" *HRLJ*, vol.19 (1998), pp.10-12.; Arai, "The Margin of Appreciation Doctrine in the Jurisprudence of Article 8 of the European Convention on Human Rights", *Netherlands Quarterly of Human Rights*, vol. 16 (1998), pp.41-61. を参照。

74 Van Dijk and Van Hoof, op.cit., note.62, p. 87.

75 Ovey, op.cit., note.73, pp.10-12.

76 Ovey and White, op.cit.,note.73, p.212.

77 Van Dijk and Van Hoof, op.cit., p.87.

78 Powell and Rayner v. UK, op.cit., para.44.

79 Ibid., para.45-46.

80 Merrillsは，裁判所がこの指針を示したことによって，航空機騒音の被害者は欧州人権条約によっては保護されないことが明らかになったとする。Merrills, "Decision on the European Convention on Human Rights during 1990", *BYIL* (1990), pp.422-424, p.424.

81 Lopez Ostra v. Spain, judgement of 9 December 1994, *Series A*, No.303-C. (in *IEL Reports* pp.201-229.)

82 Ibid., para.51.

83 Ibid.

84 Ibid., para.52.

85 Ibid., para.55.

86 Ibid., para.55-6.

87 Ibid., para.58.

88 Fitzmaurice, "International Protection of the Environment", *Recueil des Cours*, 2001, Tome 293 (2002), pp.9-488, p.320.

89 中井・前掲論文，243頁。

90 Lopez Ostra case, op.cit., para.55.

91 Ovey, op.cit., pp.10-12, p.10.

92 Sands, "Human Rights, Environment and the Lopez-Ostra Case: Context and Consequences", *EHRLR*, vol.6 (1996), pp.597-618, p. 617.

93 Merrills and Robertson, *Human Rights in Europe*, 4th ed., (Manchester UP, 2001), p.156.; Merrills, "Decisions on the European Convention on Human Rights during 1995", *BYIL* (1995), pp.527-528, p.528.

94 Desgagné, "International Decisions; Lopez Ostra v. Spain", *AJIL*, vol.89 (1995), p.791.;

Sands, op.cit., note.92, p.616.

95 Ovey は，積極的義務か消極的義務かに関わらず，評価の余地の範囲は，個人の利益の性質，締約国内のコンセンサス，共同体の利益の性質という要素によって変化するとする。Ovey, op. cit., note.73.

96 その他に本判決で重要な点として，条約 41 条（旧 50 条）の公正な満足に関して，金銭的賠償だけでなく，娘の健康悪化やニューサンスから生じた状況悪化に伴う不安や心配というものも非金銭的賠償として認められたことは重要である。なぜなら，裁判所がしばしば条約違反の宣言自体で十分な救済がなされたという判決を行っており，多くの批判が行われているからである。Ovey and White, op.cit., pp.416-7.; Shelton, *Remedies in International Human Rights Law*, (Oxford, 1999), pp.201-3.; Tomuschat, *Human Rights: Between Idealism and Realism*, (Oxford, 2003), pp.299-300. 本論文では，国家にどのような義務が生じるかという観点から考察したが，実際の個人の実効的な救済の可能性も重要な論点である。詳しくは，米倉由美子「ヨーロッパ人権条約における国家の賠償義務と個人の救済」『筑波法政』第 26 号(1999 年)，123-142 頁参照。

97 Guerra and Others v. Italy (Application No. 14967/89), judgement of 19 February 1998, *European Human Rights Reports* (以下, *EHRR* と表記), vol.26, p.357. (in *IEL Reports*, pp.260-293).

98 前述のセベソ指令（Directive 82/501/EEC）を国内法化したものである。

99 Leander v. Sweden, judgement of 26 March 1987, *Series A*, No.116, para.74.

100 Guerra case, op.cit., para.50-53.

101 Ibid., para.54.

102 Ibid., para.58.

103 Ibid., para.59-60.

104 Miller, "The European Convention on Human Rights: Another Weapon in the Environmentalist's Armoury", *Journal of Environmental Law*, vol.11 (1999), pp.170-176, p. 171.

105 Mowbray, "Guerra and Others v. Italy: The Right to Environmental Information under the European Convention Human Rights", *Environmental Liability*, vol.3 (1998), pp.81-4, p.84.

106 小法廷判決 Hatton and Others v. UK (Application No.36022/97), judgement of 2 October 2001 (Judgement of Chamber), *EHRR*, vol.34, p.1.；大法廷判決 judgement of 8 July 2003 (Judgement of Grand Chamber), *EHRR*, vol.37, p.28.

107 Judgement of Chamber., para.95-96.

108 Ibid., para.97.

109 Ibid.

110 Ibid., para.100-102.

111 Ibid., para.106.

112 Ibid., para.107.

113 事件のいずれの当事者も，小法廷の判決から 3 ヶ月以内に当該事件の大法廷への付託を申請できる。大法廷は，「当該事件が条約もしくはその議定書の解釈あるいは適用に影響する重大な問題または一般的重要性を有する重大な問題を提起する場合には」，請求を受理し，判決により決定する。この場合，大法廷判決が終結判決となる。

114 小法廷判決 97 パラグラフの「可能な限り，個人の権利への干渉を最小化することを要求されている」という基準を指している。

115 Judgement of Grand Chamber, para.87-89.

116 Ibid., para.96.

117 James and others v. UK, judgement of 21 February 1986, *Series A*, No.98, para.46.

118 Judgement of Grand Chamber, para.97.

119 Ibid., para.99.

120 Ibid., para.120.

121 Ibid., para.122.

122 Dudgeon 事件では，同性愛行為を刑法が禁止

していることが問題になった。裁判所は，道徳的問題に関して国家は基本的に広範な評価の余地を有するが，「私生活における最も個人的な側面」に干渉する場合には，その干渉の必要性について特に重大な理由を示すことが必要だとし，評価の余地を狭く解した。そして結局8条違反が認定された。Dudgeon v. UK, judgement of 22 October 1981, *Series A*, No.45.

123 Judgement of Grand Chamber, para.123.

124 Ibid., para.126.

125 Ibid., para.104.

126 Ibid., para.128.

127 Ibid., para.128.

128 Ibid., para.127.

129 Ibid., para.129.

130 Judgement of Chamber , Separate Opinion of Judge Costa.

131 Ibid.

132 Judgement of Grand Chamber., para.116.

133 Judgement of Grand Chamber, Joint Dissenting Opinion of Costa, Ress, Türman, Zupancic, and Steiner, para.5.

134 Hyam, "Hatton v. United Kingdom in the Grand Chamber", *EHRLR*, vol.6 (2003), pp. 631-640.

135 小畑郁「ヨーロッパ人権条約における『実効的な国内救済手段を得る権利』と条約上の権利の国内手続における援用可能性 ── 条約13条をめぐる人権裁判所判例の展開 ──」『研究紀要』第3号（世界人権問題研究センター編，1998年），65-98頁参照。

136 このような議論をさらに深めるためには，人権条約の「国内的実施」という問題をも射程に入れなければならないが，このことについては今後の課題としたい。さしあたり，Drzemczewski, *European Human Rights Convention in Domestic Law: A Comparative Study*, (Oxford, 1983).; Blackburn and Polakiewicz (eds.), *Fundamental Rights in Europe: The European Convention on Human Rights and its Member States, 1950-2000*, (Oxford, 2001) 参照。

137 ボパール事件については，Muchlinski, "The Bhopal Case: Controlling Ultrahazardous Industrial Activities Undertaken by foreign Investors", *Modern Law Review*, vol.50 (1987), p.545-587.; Abraham and Abraham, "The Bhopal Case and the Development of Environmental Law", *ICLQ*, vol.40 (1991), pp334-365. 参照。

138 驚くべきことに，この事故ではいかなる国家も被害国として正式の国際請求をしていない。加藤信行「環境被害に関する国家責任」水上，西井，臼杵編『国際環境法』（有信堂，2001年）148-164頁，162頁参照。またチェルノブイリ原発事故については，繁田泰宏「原子力事故による越境汚染と領域主権 ── チェルノブイリ原発事故を素材として ── (一)(二)」『法学論叢』第131巻2号，133巻2号（1992，1993年）参照。

139 Dr S v. Federal Republic of Germany (Application No.715/60), (in *IEL Reports*, pp. 707-709).

140 L.C.B. v. UK, judgement of 9 June 1998, *EHRR*, vol.27, p.212.(in *IEL Reports*, pp.348-370).

141 General Comment 14(23), UN Doc. A/40/40. は，核兵器の生産，実験，貯蔵，配備が生命に対する権利に最も重大な脅威を与えることは明らかであり，人道に対する罪と認められるべきであるとした(para.4, 6)。この意見に対して委員会内外から強い反発があったことについては，McGoldrick, *The Human Rights Committee*, (Oxford, 1994), pp.334-336.；また宮崎繁樹編『解説国際人権規約』（日本評論社，1996年）131頁参照。

142 E.H.P. v. Canada , Communication No.67/1980, *Selected Decisions of the Human Rights Committee*, vol.2 (1990), p.20. (in *IEL Reports*, pp.3-12.) において委員会は，核廃棄物の投棄が地域住民の生命に対する権利を侵害したという

申立に対して,「人命を保護する締約国の義務に関して重大な問題を提起している」と述べた。宮崎編・前掲書，131-132頁参照。

143 Yanomami v. Brazil, Case No.7615 of 5 March 1985, OAS Doc. OEA/Ser.L/V/II.66, Doc.10 rev.1.

144 L.C.B. v. UK , op.cit., para.36. 2条の積極的義務の議論に関しては，Van Dijk and Van Hoof, op.cit., note.63, pp.297-299.; Over and White, op.cit., note.73, pp.51-53.；また邦語のものとして，胡慶山「ヨーロッパ人権条約第2条の生命権について（2）」『北大法学論集』第49巻4号（1998）参照。

145 ただし人権委員会の許容性審査においては，いくつかの事件で積極的義務が容認されていた。例えば，W v. UK (Application No.9348/81), *Decisions and Reports of the European Commission of Human Rights*（以下，*DR* と表記），vol.32 (1983), p.190.; Dujardin v. France (Application No.16734/90), *DR*, vol.72(1992) など。

146 Over and White, op.cit., p.51.

147 Osman v. UK (Application No. 23452/94), judgement of 28 October 1998, *EHRR*, vol.29, p.245.

148 積極的義務の容認に関しても，自由権規約委員会の解釈と歩調を合わせるものであると言える。McGoldrick, op.cit., note.141, pp.329-330 参照。

149 L.C.B. v. UK , op.cit., para.38.

150 L.C.B. v. UK , op.cit., para.40.

151 アントニオ・ブルトリーニ(磯崎訳)「ヨーロッパ人権裁判所と環境保護」『環境と公害』vol.29, No.3（2000年）54頁。

152 Weber, "Environmental Information and the European Convention on Human Rights", *HRLJ*, vol.12 (1991), pp.177-185, p.181.

153 Ramcharan, "The Concept and Dimensions of the Right to Life", in Ramcharan(ed.), *The Right to Life in International Law*, (Kluwer, 1985).

154 McCann and others v. U.K., judgement of 27 September 1995, *Series A*, No.324.

155 Ovey and White op.cit., p.42 and 57.

156 Ovey and White,op.cit., p.57；また2条は8条と異なり，その権利の重要性故に国家に「評価の余地」は与えられないことも重要なファクターである。Callewaert, "Is There a Margin of Appreciation in the Application on Article 2, 3 and 4 of the Convention ? ", *HRLJ*, vol.19 (1998), pp.6-9.

157 アントニオ・ブルトリーニ・前掲論文，54頁。

158 Birnie and Boyle, *International Law and the Environment*, 2nd ed., (Oxford, 2002), p. 260.

159 Polakiewicz, "The Execution of Judgement of the European Court of Human Rights", in Blackburn and Polakiewicz (eds.), *Fundamental Rights in Europe: The European Convention on human Rights and its Member States, 1950-2000*, (Oxford, 2001), pp.55-76.

160 裁判規範と行為規範については，大沼保昭「国際社会における法と政治」国際法学会編『日本と国際法の100年第1巻　国際社会の法と政治』（三省堂，2001年）1-34頁参照。

161 Ovey and White, op.cit., pp.420-436.

162 Shelton, *Remedies in International Human Rights Law*, (Oxford, 1999), p.202.

163 Ibid., p.201.

164 Polakiewicz, op.cit., note.159, p.64.

165 Escobar Roca, "Spain", in Blackburn and Polakiewicz (eds.), op.cit., pp.809-831, at p. 830.

166 Escobar Roca は，Lopez Ostra 事件判決は，「間違いなく，スペインの法理論の領域において，最も熱い議論を引き起こした」としている。Ibid., p.825.

167 Polakiewicz, op.cit.

168 例えば，Desgagné, "Integrating Environmental Values into the European Convention

on Human Rights", *AJIL*, vol.89 (1995), p.282.; Shelton, "Human Rights, Environmental Rights, and the Right to Environment", *Stanford Journal International Law*, vol.28 (1991), pp.103-138, at p.116.; Weber, "Environmental Information and the European Convention on Human Rights, HRLJ, vol.12 (1991), p.182.; Jarvis and Sherlock, "The European Convention on Human Rights and the Environment", *European Law Review Human Rights Survey*, vol.24 (1999), pp.15-29, at.pp.22-3.; Pathak, "The Human Rights system as a Conceptual Framework for Environmental Law", in Weiss (ed.), *Environmental Change and International Law*, (UN University Press, 1992), pp.205-243.

169 Déjeant-Pons, "Le droit de l'homme à l'environnement, droit fondamental au niveau européen dans le cadre du conseil de l'europe, et la convention européenne de sauvegarde des droit de l'homme et des Libértes fondamentales", *Revue Juridique de L'environnement*, (1994), p.373-419, p.408.

170 Ovey and White, op.cit., p.215.; Ovey, "The Margin of Appreciation and Article 8 of the Convention", *HRLJ*, vol.19 (1998), p.12.

171 Buckley v. UK (Application No.20348/92), judgement, 25 September 1996, *EHRR*, vol.23, p.101. (in *IEL Reports*, pp.655-673.)

172 委員会の意見では，8条違反が認定されていた。ibid., para.71.

173 Ibid., para.51.

174 Ibid., para.54.

175 Ibid., para.60.

176 8条から11条までは2項において類似の制限条項が付されているが，判例法はこの2項の解釈においては次の三つの要件を審査するとしてきた。すなわち，①法律に基づいていること，②権利制限の目的が正当なもの (legitimate) であること，③措置が「民主的社会において必要なものであること」，である。Ovey and White, op.cit., p.201.

177 Buckley v. UK., op.cit., para.62.

178 例えば，Silver v. UK, judgement of 25 March 1983, *Series A*, No.61, para.97.

179 Buckley v. UK., op.cit., para.74-75.

180 Ibid., para.74.

181 Ibid.

182 Ibid., para.76.

183 Ibid., para.79-80.

184 Ibid., para.81.

185 Ibid., para.84.

186 江島晶子「ヨーロッパ人権条約における『評価の余地』理論の新たな発展」『明治大学大学院紀要』第29集 (1992年) 55-73頁，72頁は，一般的に条約機関は二番目の要件の検討に関しては形式的であり，この要件で違反が明示された例はないとする。

187 Merrills and Robertson, *Human Rights in Europe*, 4th ed., (Manchester UP, 2001), p.157.

188 Buckley case, op.cit., para.79.

189 最近の以下の判決においても同様の論理がとられている。Chapman v. U.K (Application No. 27238/95), judgement of 18 January 2001, *EHRR*, vol.33, p.399.

190 Ovey and White, op.cit., p.318.

191 Fredin v. Sweden, judgement 18 February 1991, *Series A*, No.192.(in *IEL Reports*, pp. 166-200)

192 Ibid., Para.40-47.

193 Ibid., Para.48. 多くの論者は，裁判所が述べたこの文言を，前述のような環境保護が人権制限を正当化するという議論の論証として用いるのである。

194 判例法によれば，財産権制限が正当化されるためには三つの条件が必要である。第1に，「国内法に基づくこと」である。これは，制限を許容する法律の同定のみならず，恣意的な財産権剝奪を防ぐため法律の内容も審査の対象となる。具体的には，その法律が十分な予測可能性

を備え，手続的保障が与えられることである。第2は「国際法の一般原則」に基づくことである（この要件の含意と問題点については，薬師寺公夫「国際人権条約における財産権(一)」『法学論叢』第105巻第2号（1979年）参照）。そして第3に，その措置が「公共の利益」に基づき，かつ個人の権利と共同体の利益の均衡性が確保されることである。そして後者の均衡性は，個人に過度の負担が負わされるならば満たされない。Ovey and White, op.cit., pp.312-3. なお，これらの要件は本来は1条第1項の財産権の「剝奪」「収用」に適用されるもので，第2項の「財産権の使用規制」に関しては，以前は国家により広い裁量権が認められほとんど無制限の規制権限を与えていると解釈されてきた。しかし，最近は使用規制に関しても1項の要件を同様に適用し厳しく審査するようになってきている。本件でも裁判所は同様の要件を適用している。Ovey and White, op.cit., pp.315-8.; Van Dijk and Van Hoof, op.cit., pp.638-640. 参照。

195 Fredin case, op.cit, para.50.

196 Ibid., para.51-56.

197 Winisdoerffer, "Margin of Appreciation and Article 1 of Protocol No.1", *HRLJ*, vol.19 (1998), pp.18-20, p.19.

198 Merrills, "Decisions on the European Convention on Human Rights during 1991, Case No.13, Fredin case", *BYIL* (1991), pp.487-489, p.488.

199 他にも同様の論理をとる判決として，Pine Valley Development Ltd and Others v. Ireland, judgement of 29 November 1991, *Series A*, No.222.

200 Matos e Silva Lda. and Others v. Portugal, judgement of 16 September 1996, *EHRR*, vol. 24, p.573.

201 Ibid., 76-79.

202 財産権の制限形態は主に第1項第2文の「剝奪あるいは収用」と第2項の「使用の制限」があることは前に述べた。しかしこれらを明確に区別することは困難な場合が多く，その場合条約機関は第1項第1文の「一般的規則」に立ち返り，財産権を享受する権利への「他の侵害」とすることがある。例えば，Sporrong and Lonnroth v. Sweden, judgement of 23 September 1982, *Series A*, No.52. またこの点に関しては，Ovey and White, op.cit., p.318.; Van Dijk and Van Hoof, op.cit., pp.626-7. を参照。

203 Matos e Silva case, op.cit., para.85.

204 Ibid., para.86.

205 Ibid., para.89-90.

206 Ibid., para.87.

207 Ibid., para.92.

208 Ibid., para.92-93.

209 Pialopoulos and Others v. Greece (Application No.37095/97), judgement of 15 February 2001, *European Court of Human Rights, Reports of Judgement and Decisions*（以下，*ECHR Reports* と表記する），2001.

210 Ibid., para.56.

211 Ibid., para.57.

212 Ibid., para.58.

213 Ibid., para.59-62.

214 Winisdoerffer, op.cit., note.197, p.18.

215 Shelton は，Matos e Silva 事件で条約違反が認められたのは，申立人が主張したようにポルトガル政府が実際に計画されていた自然保護区の設置を実際に行わなかったからであり，実際に計画が実行されていれば条約違反はなかったであろうと読むことで，多くの論者がする「環境保護目的によって人権制限は可能である」という定式を守ろうとしているように見える。Shelton, "The Environmental Jurisprudence of International Human Rights Tribunals", in Picolotti and Taillant (eds.), *Linking Human Rights and the Environment*, (University of Arizona Press, 2003), pp.1-30, pp.17-8. しかし判決を読むと，裁判所は計画の不履行を均衡性判断においてほとんど重視していないことは明白であり，裁判所が問題にしているのは当該措

置によって申立人が被った過度な負担のみである。ゆえにSheltonのような捉え方は誤りであることは明白である。

216 Winisdoerffer, op.cit., p.18. それゆえWinisdoerfferは，財産権に関しては締約国も申立人もその結果を判断することができず，ケースバイケースの評価に従わざるをえないとする一方で，判例法上唯一明確になっている原則は財産権の剝奪に伴う国家の補償の義務だという。

217 Churchill, op.cit., note.13, p.96.

218 Ovey and White, op.cit., p.140.

219 Zander v. Sweden, judgement of 25 November 1993, *Series A*, No.279-B. この他にも，造船所から排出された重金属などによる土壌汚染によって近隣住民に健康被害が生じた事例(Terra Woningen BV v. Netherlands, judgement of 17 December 1996, *ECHR Reports* 1996-Ⅵ.) において6条違反が認定されている。

220 Fredin v. Sweden, judgement of 18 February 1991, *Series A*, No.192.(in *IEL Reports*, pp. 166-200); Matos e Silva Lda.and Others v. Portugal, judgement of 16 September 1996, *EHRR*, vol.24, p.573. 他にも最近の事例として，De Geouffre de la Pradelle v. France, judgement 16 December 1992, *Series A*, No. 253-B.; Fischer v. Austria, judgement of 26 April 1995, *Series A*, No.312. 参照。

221 Bryan v. UK事件では，環境保護のための開発計画によって煉瓦造りの建物を取り壊すよう命じられた申立人が，その決定の不服の申立が環境省の公務員によってのみ審査，却下され，裁判所への提訴が不可能であったことの6条違反を訴えたが，裁判所は6条違反はないと判決した。Bryan v. UK, judgement of 11 November 1995, *Series A*, No.A335-A.

222 国家の農業関連施設からの環境的ニューサンスにより園芸農場に被害を受けた申立人が，裁判所による賠償額の決定が6年近くかかったことの6条違反を訴えたGronus v. Poland事件では，賠償額の決定に専門的な調査や証拠が必要であったというポーランド政府の主張に対して，裁判所は裁判手続の期間の「合理性」の判断には事件の複雑性などの特殊性も考慮しなければならないが，しかし専門的な証拠を得る必要があったという事実は，事件が複雑であったことを意味せずそれゆえ裁判を長期化させてよい理由とはならないとして，6条違反を認定した。Gronus v. Poland, judgement of 28 May 2002, esp. para.31.

223 スュードル(建石真公子訳)『ヨーロッパ人権条約』(有信堂，1997年) 140-1頁参照。

224 ここで挙げるもの以外の点については第5章のBalmer-Schafroth事件のところで検討する。

225 この「民事上の権利（あるいは義務)」に関してはもう一つの問題が存在する。つまり「民事上」である限りそれは国内法において通常理解されている私人間の関係のみを扱うのか，それとも国家と個人の関係や，国内法体系においては公法，行政法に関わるとされるものをも扱うのかという問題である。この点につき，Ringeisen事件において，当事者が私人か公権力かは問題ではなく，またその法律が民事上のものか行政法上のものかは決定的ではないとされて以来，条約機関は後者の領域のかなりの部分も含まれると解してきている。Ringeisen v. Austria, judgement 16 July 1971, *Series A*, No.13, esp. para.94. しかし，その範囲についてはまだ不明瞭な点が存在するとされている。Ovey and White, op.cit, p.150. 参照。

226 Powell and Rayner v. UK, judgement of 21 February 1990, *Series A*, No.172, para.36.(in *IEL Reports*, pp.137-165) なおこの点に関する批判として，Hampson, 'Restrictions on Rights of Action and the European Convention on Human Rights: The Case of Powell and Rayner', *BYIL* (1990), pp.279-310 参照。

227 Le Combe, van Leuven and De Meyere v. Belgium, judgement of 23 June 1981, *Series A*, No.43, para.51.

228 世界人権宣言8条は「すべての者は，憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対して，権限ある国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と規定する。

229 Van Dijk and Van Hoof, op.cit., p.700.

230 Klass and Others v. Germany, judgement of 6 September 1978, *Series A*, No.28.

231 13条の問題については，小畑郁「ヨーロッパ人権条約における『実効的な国内救済手段を得る権利』と条約上の権利の国内手続における援用可能性 ── 条約13条をめぐる人権裁判所判例の展開 ──」世界人権問題研究センター編『研究紀要』第3号（1998）65-98頁。；佐藤文夫「ヨーロッパ人権条約における効果的な救済措置を受ける権利に関する若干の考察（一）(二)」『成城法学』第56，66号（1998，2001年）参照。

232 Klass case, op.cit., para.64.

233 佐藤・前掲論文（一）参照。

234 Hampson, 'The Concept of an "Auguable Claim" under Article 13 of the European Convention on Human Rights', *ICLQ*, vol.39 (1990), pp.891-899.

235 Merrills and Robertson, op.cit., note.93, p. 195.

236 Ovey and White, op.cit., p.387.

237 小畑・前掲論文，76-77頁。

238 McGinley and Egan v. UK, judgement of 9 June 1998, *ECHR Reports* 1998-III, para.106.

239 小畑・前掲論文，参照。

240 13条は，直接的に問題となっている国内法の条約適合性を問う形で救済を与えるというものではないからである。Ovey and White, op.cit., p.394. あくまで間接的に，条約上の義務との調和を国家に促す機能しか持たない。小畑・前掲論文，94頁。

241 小畑・前掲論文，71頁。小畑はまた，当該論文の執筆時点では「実際に，個別的権利規定の違反を認めることなく，13条違反を認定した判決は皆無なのである」と述べている。しかし，Hatton事件はこの例に当たるのであり，今後このような判決が増えるのかは注目すべき点である。

242 Ovey and White, op.cit., p.395.

243 Ebbesson, *Access to Justice in Environmental Matters in the EU*, (Kluwer, 2002), p.23.

244 Noël Narvii Tauira and Eighteen Others v. France (Application No.28204/95), *DR*, vol. 83-B, p.112. (in *IEL Reports*, pp.774-800.)

245 申立がなされた後にフランスは核実験を行った。そのため，申立の主張も再開決定だけでなく，その後の実験行為も含めると主張し直され，人権委員会も両者を合わせて判断した。

246 申立人は，まったく同種の申立を自由権規約委員会にも行っている。Bordes, Tauira and Temeharo v. France, Communication No. 645/1995, UN.Doc. CCPR/C/57/D/645/1995. (in *IEL Reports*, pp.105-114.) 本件と自由権規約委員会の判断を扱ったものとして，徳川信治「国際人権法と環境保護 ── 地下核実験に関する自由権規約人権委員会及び欧州人権委員会の判断を手がかりに ──」『立命館法学』第256号（1998年），108-139頁参照。また，周知のようにニュージーランドが核実験の差し止めを求めて1995年8月21日に国際司法裁判所に提訴した。Examination of the Situation in accordance with Paragraph 63 of the Court's Judgement of 20 December 1974 in the Nuclear Test (New Zealand v. France), *ICJ Report*, 1995.；さらに，欧州共同体第一審裁判所に，核実験再開が欧州原子力共同体条約34条に抵触するという提訴も行われた。Marie-Thérèse Danielsson et al. v. Commission of the European Communities, Case T-219/95R, Reports 1995-11/12, Section II, pp.3051-75. つまり，同一の行為に対して4つの異なった裁判所が判断を求められたわけである。この点に関しShanyは，これらの事件は同一事象に対する国際裁判所の管轄権の競合の将来的可能性を示しているとして注目している。Shany, *The Competing Jurisdictions of International*

Courts and Tribunals, (Oxford, 2003), pp.36-7.

247 Tauira case, op.cit., p.171. (*IEL Reports*, p. 796-797.)

248 Ibid., pp.171-172. (*IEL Reports*, p.797.)

249 Ibid., p.172. (*IEL Reports*, ibid.)

250 Ibid. (*IEL Reports*, p.798.)

251 Ibid. (*IEL Reports*, ibid.)

252 Ibid., p.172-3. (*IEL Reports*, p.799.)

253 Ibid., p.173-4.(*IEL Reports*, ibid.) なお，自由権規約委員会における判断もほぼ同様の結論であった。徳川・前掲論文参照。

254 「被害者」概念については，Ovey and White, op.cit., pp.405-7.; Van Dijk and Van Hoof, op. cit., pp.46-60.；佐藤文夫「国際人権保護手続における被害者概念」『一橋論叢』第92巻5号(1984年)，73-92頁；田中則夫「被害者概念に関する規約人権委員会の判断基準」『研究紀要』(世界人権問題研究センター編)，第7号（2002年)；初川満「個人の国際法主体性についての一考察 ── 国際人権条約における犠牲者概念の拡大 ──」初川編『21世紀の人権』(信山社，2000年) 217-249頁参照。

255 Soering事件については，古谷修一「犯罪人引渡と請求国の人権保障状況に対する評価（一）(二)」『香川法学』第15巻4号，第16巻3・4合併号(1996，1997年)；古谷修一「犯罪人引渡しと死刑の存在 ── ソーリング事件 ──」別冊ジュリスト『国際法判例百選』(有斐閣，2001年)，pp.104-5を参照。

256 Ovey and White, op.cit., pp.406-7.

257 Klass v. Germany, judgement of 6 September 1978, *Series A*, No.28, pp.17-8 参照。

258 Norris v. Ireland, judgement of 26 October 1988, *Series A*, No.142 参照。

259 佐藤・前掲論文，79頁。

260 佐藤はこの要素を被害者概念の基本要素と見る。佐藤・前掲論文，78頁。また，徳川・前掲論文，126-129頁参照。

261 Van Dijk and Van Hoof, op.cit., p.53.

262 初川・前掲論文，246頁参照。Dommen やDecaux は委員会の許容性審査が厳しいことを批判する。Dommen, "Bordes et temeharo c/ France, Une tentative de faire protéger l'environnement par le Comité des droits de l'homme", *Revue Juridique de l'environnement*, (1997), p.157-168, p.166.; Decaux, "Commission Européenne des droits de l'homme; Décision du 4 Décembre 1995 sur la Recevabilité de la Requête présentée par MM. Tauira et al. contre la France", *Revue Generale de Droit International Public*, (1996), p.741-752, p.752. また徳川も今後こうした問題が受理される可能性はあるとする。徳川・前掲論文，131頁。

263 徳川・前掲論文，137頁。

264 徳川・前掲論文，137頁。

265 Balmer-Schafroth and others v. Switzerland, judgement of 26 August 1997, *EHRR*, vol.25, p.598.(in *IEL Reports*, pp.230-259.)

266 なお，今回の事件においても申立人が「被害者」であるかが問題となったが，裁判所は「連邦政府が申立人らの異議申し立てを受理可能と判断したという事実が，申立人らは被害者とみることを正当化する」として，被害者であることを認めている。ibid., para.26.

267 この基準は判例法上の確立した基準であるとされる。Ovey and White, op.cit., pp.150-1.

268 Balmer-Schafroth case, op.cit., para.32.

269 Ibid., para.33-34.

270 Ibid., para.35-38.

271 Ibid., para.39-40.

272 Klass and others v. Germany, judgement of 6 September 1978, *Series A*, No.28.

273 Balmer-Schafroth case, Dissenting Opinion of Judge Pettiti, Golcuklu, Walsh, Risso, Valticos, Lopes Rocha, and Jambrek. また冒頭で，チェルノブイリ原発事故によってヨーロッパ諸国が未だ悪影響を受け続けている事実を思い出すべきであるとする。

274 Craven, Mathew., "Human Rights and the

Environment; The Case of Balmer-Schafroth and others v. Switzerland", *RECIEL*, vol.7 (1998), pp.93-7, p.95.

275 Dissenting Opinion, op.cit.

276 Ibid.

277 予防原則については，水上千之「予防原則」水上，西井，臼杵編『国際環境法』（有信堂，2001年）214-230頁；堀口健夫「予防原則の規範的意義」『国際関係論研究』第18号(2002年)，55-88頁；小山佳枝「国際法上の『予防原則』の地位――オーストラリアの国家実行を手がかりとして――」『法学政治学論究』第51号（2001年），227-262頁； Sands, *Principles of International Environmetal Law*, 2nd, (Cambridge, 2003), pp.266-279.; Hey, "The Precautionary Concept in Environmental Policy and Law: Institutionalizing Caution", *Georgetown International Environmental Law Review*, vol.4 (1992) を参照。

278 Merrills, *The Development of International Law by the European Court of Human Rights*, (Manchester UP, 1988), pp.198-204.

279 Craven, op.cit., p.95.

280 Sands, "Sustainable Development: Treaty Custom, and the Cross-fertilization of International Law", in Boyle and Freestone (eds.), *International Law and Sustainable Development*, (Oxford, 1999), pp.39-60, esp. pp.47-60.；またSandsは，予防原則が国際慣習法となったと考えられるにも関わらず，それを適用しようとしない国際裁判所の態度を批判している。他方で，予防原則の意味内容に関する明確で統一された理解が存在しないことも示唆する。Sands, *Principles of International Environmental Law*, 2nd ed., (Cambridge UP, 2003), p.272 and 279 参照。

281 水上・前掲論文，参照。

282 また仮に，予防原則に基づいた措置が国家の義務として認められている場合でも，その義務を国家が履行しているかどうかを裁判所が判断することは困難であることも予想される。国家がある一定の措置をとっていることが認められれば，裁判所はそれ以上は厳格に履行状況を審査するのは不可能であるように思われる。例えば，列車による核廃棄物の輸送によってもたらされる核汚染の危険性に関して，その列車が通過する駅の周辺住民が2条や8条の権利を侵害されうると申し立てた事件において，人権委員会は，スイス政府は妥当する国内法あるいは国際法に従って十分な「予防的措置」をとっているために，それ以上に個人を保護する措置は要求されないとして申立を非許容としている。L, M and R v. Switzerland (Application No. 30003/96). (in *IEL Reports*, pp.801-815.)

283 Craven, op.cit., p.96.

284 予防原則の魅力的な点として，「挙証責任の転換」が挙げられることがある。小山・前掲論文，238-9頁参照。しかし，このような効果が実際に欧州人権条約の解釈の中で現れたことはなく，現時点でどのような影響があるのかを判断することはできない。しかし，もし人権条約の解釈において挙証責任の転換という技術が認められれば，6条の適用可能性にも何らかの変化をもたらす可能性があるかもしれない。

285 Ibid.

286 Athanassoglu and Others v. Switzerland, judgement of 6 April 2000.

287 Balmer-Schafroth and Others v. Switzerland, Application no.50495/99, decision of September 2001.

288 Fitzmauriceも，この判決によって，環境問題に関する判例法の将来的発展が明るいとは言えなくなったとする。Fitzmaurice, "International Protection of the Environment", *Recueil des Cours*, 2001, Tome 293 (2002), p. 324.

289 たとえば，Fitzmaurice, op.cit., p.326.

290 Louka, *Biodiversity and Human Rights*, (Transnational Publisher, 2002).

291 Ibid., p.180.

292 阿部浩紀『国際人権の地平』(現代人文社, 2003年), 28頁参照。

293 このような視点に自覚的なものとして, 例えば, Benvenisti, *Sharing Transboundary Resources*, (Cambridge UP, 2002).

294 例えば, Fitzmaurice, op.cit., p.324.

295 寺谷広司「国際人権の基礎」『ジュリスト』第1244号 (2003年), 61頁参照。

296 Ibid.

297 ロンボルグは, 地球環境は相対的に良くなってきており,「余剰」な環境保護のための資源をもっと切実な問題に回すべきだという大胆な発言をしている。Lomborg, *The Skeptical Environmentalist*, (Cambridge UP, 2001) (ロンボルグ(山形訳)『環境危機をあおってはいけない』(文芸春秋, 2003年))。真偽のほどはともかく, 重要な視点であると思われる。

298 村瀬信也も, 人権法規範とのリンクの重要性を承認しながらも,「問題は, このような流行をどのように一般化するかである」と述べている。Murase, "Perspectives from International Economic Law on International Environmental Issues", *Recueil des Cours*, 1995, Tome 253, (1996), pp.283-431, at p.297. この「一般化」が将来の課題である。

299 この点はほとんどの論者が触れていない点であるが, Birnie と Boyle は適用可能ではないかとしている。Birnie and Boyle, *International Law and the Environment*, 2nd ed., (Oxford, 2002), p.265.

(はなまつ やすのり 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程在学中)